

令和6年度
包括外部監査結果報告書
(概要版)

「公共施設管理に係る財務事務の執行について」

令和7年2月

相模原市包括外部監査人
公認会計士 守泉 誠

【本報告書における記載内容の注意事項】

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

2. 報告書の資料等の出所

報告書は、原則として相模原市が公表している資料、監査対象とした組織から入手したもので公表を可能としたもの、及び外部の研究報告等の資料を用いており、原則全て出典を明示している。また、包括外部監査人が作成したのものについてもその旨明示している。また、用いた数値等の根拠についても同様である。

3. 結果及び意見について

本報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載する。

ここで【結果】とは、地方自治法第252条の37第5項の結果に関する報告を示すものであり、今後、相模原市において何らかの措置が必要であると認められる事項を示したものである。これは主に、財務に関する事務の執行等において、合规性の観点から適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものであるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの事項も含まれる。これらは、相模原市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

一方【意見】とは、地方自治法第252条の38第2項の意見に関する事項を示すもので、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。また、相模原市の今後の業務運営に参考となると判断される事項も含まれる。

4. 省略について

省略する場合には、(以下、「○○」という。)と記載している。なお、省略は事業項目(1. 2. ...)ごとに行っているため、事業項目が変われば再度省略について説明している。

5. 所管課について

対象とした組織及び事業の範囲における組織は、監査の対象期間である令和5年度時点の担当課である。

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 監査対象部局及び対象公共施設の概要	1
6. 事件を選定した理由.....	3
7. 外部監査の実施体制	4
8. 利害関係.....	5
第2 外部監査の方法	6
1. 監査の視点と監査要点.....	6
(1) 監査の視点.....	6
(2) 主な監査手続.....	7
《参考》 外部監査の結論	8
第3 総論.....	10
1. 相模原市の現況	10
(1) 公共施設の分類基準	10
(2) 相模原市における公共施設の保有状況	10
(3) 相模原市の施設保有量（令和5年度）	12

2. 相模原市公共施設マネジメントに関する他の地方公共団体との比較	13
(1) 相模原市の現状に対する問題意識	13
(2) 数値目標	13
(3) 他の地方公共団体との比較	14
4. 総論における監査の結果・意見.....	19
【結果 1】 公共施設マネジメントと地方公会計の連携について【財政課】	19
【結果 2】 ハザードマップ上の公共施設への対応について【アセットマネジメント推進課】	22
【意見 1】 広域連携への対応について【広域行政課】	30
【意見 2】 農林施設と消防水利施設のあり方について【農政課、消防総務課】	30
【意見 3】 公共施設等総合管理計画自体の記載について【アセットマネジメント推進課】	31
【意見 4】 相模原市の PPP/PFI について【アセットマネジメント推進課】	31
【意見 5】 施設の耐震状況の数値化について【建築政策課】	32
【意見 6】 普通財産について【管財課】	33
【意見 7】 脱炭素の取組について【ゼロカーボン推進課】	35
 第 4 行政系施設の公共施設マネジメント（各論）	36
1. 庁舎等(本庁舎等).....	36
【意見 8】 緑区合同庁舎の契約のあり方とあじさい会館緑分室の効率的利用について	36
【意見 9】 津久井総合事務所周辺公共施設再整備基本計画について.....	36
2. 庁舎等(まちづくりセンター等).....	36
【意見 10】 リスクのある地域に立地する利用者の少ない施設について	36
【意見 11】 施設の更なる官民連携について.....	37
3. 公文書館.....	37
4. その他行政系施設	37
【意見 12】 衛生研究所の在り方について	37
 第 5 市民文化行政系施設の公共施設マネジメント（各論）	38
1. 文化施設.....	38

【結果 3】 指定管理者制度の在り方と津久井合唱館の扱い	38
2. 集会施設.....	39
【意見 13】 集会所の備品について	39
【意見 14】 今後の計画について.....	40
第 6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント（各論）	41
1. 体育館.....	41
【結果 4】 市体育館の今後の在り方について	41
【意見 15】 けやき体育館の指定管理者について	42
2. プール等.....	43
【意見 16】 設備の更新について.....	43
3. 観光施設・保養施設.....	45
【意見 17】 施設設備の更新及びその財源について.....	45
【結果 5】 指定管理者制度のあり方と緑の休暇村センターの扱いについて.....	46
第 7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント（各論）	48
1. 保健・福祉施設全体.....	48
【結果 6】 固定資産台帳の登録情報について	48
第 8 子育て支援施設の公共施設マネジメント（各論）	52
1. 子育て支援施設全体	52
【結果 7】 固定資産台帳の登録情報について	52
【結果 8】 固定資産台帳の登録情報について	54
【意見 18】 施設の定員充足率とコスト等の関係について.....	57
【結果 9】 こどもセンター、児童館、放課後子ども教室の在り方について.....	58
第 9 医療施設の公共施設マネジメント（各論）	61

1. 診療所	61
2. メディカルセンター等	61
第 10 市営斎場の公共施設マネジメント（各論）	62
1. 市営斎場	62
【意見 19】建物の老朽化対応について	62
【意見 20】市営斎場の追加事業について	62
【結果 10】残骨灰からの貴金属の処理について	62
第 11 市営住宅等の公共施設マネジメント（各論）	65
1. 市営住宅	65
【意見 21】残置物への対応について	65
【結果 11】ハザードマップ上の市営住宅への対応について	65
2. あじさい住宅	65
【意見 22】あじさい住宅返還前の空き部屋の有効活用について	65
【結果 12】ハザードマップ上のあじさい住宅への対応について	66
第 12 資源循環系施設の公共施設マネジメント（各論）	67
1. 廃棄物処理施設	67
【結果 13】要修繕箇所への対応について	67
2. その他資源循環系施設	67
第 13 その他施設の公共施設マネジメント（各論）	68
1. 自転車駐車場	68
【意見 23】自転車駐車場の修繕について	68
【意見 24】受益者負担と利用者還元策について	68
2. 自動車駐車場	70

第 14 消防施設の公共施設マネジメント（各論）	71
1. 消防署所.....	71
【結果 14】 消防力整備計画の取組状況	71
【意見 25】 照明にかかる光熱水費削減と長寿命化について	73
第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント（各論）	74
1. 都市公園等	74
【結果 15】 都市計画の見直しと人口 1 人当たり都市公園量	74
【結果 16】 パークマネジメントプランの精緻化について	76
【意見 26】 パーク PFI の実施について	76
【意見 27】 樹木の更新対策とナラ枯れ対応について	76
【意見 28】 維持管理契約等の広域化について	77
2 簡易水道事業.....	77
【意見 29】 簡易水道事業の今後の方向性について	77
【意見 30】 耐震化対応について	79
【意見 31】 更新費用等の推計について	79
【意見 32】 「固定資産台帳」及び「更新設備一覧」における資産情報の整理について	80
【意見 33】 浄水場の視察時における現地の管理状況について	80
3 下水道事業.....	81
【結果 17】 「固定資産一覧表」（当初提出版）の提出について	81
【結果 18】 「固定資産一覧表」（再提出版）の提出について（その 1）	81
【結果 19】 「固定資産一覧表」（再提出版）の提出について（その 2）	82
【結果 20】 点検調査場所のマンホールが所在なしとされた事例	85
【意見 34】 「固定資産一覧表」における資産の位置確認について	86
【意見 35】 「下水道台帳」及び「位置図」の状況について	89
【意見 36】 維持管理システムを活用した PDCA サイクルによる管理について	91
【結果 21】 老朽化する下水道管等に対する適切な更新費用の計算の一部未実施について	93
4 土木施設(橋りょう)	94
【意見 37】 「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画（第 2 回改定版）」に従った業務執行の正確性の向上について	94

5 土木施設(道路)	94
【結果 22】アセットマネジメントの対象資産の整理について.....	94
【結果 23】街路樹の台帳整理について.....	95
【意見 38】管理目標、短期事業計画について.....	96
6 土木施設(河川)	96
【結果 24】アセットマネジメントの対象資産について.....	96
第16 公共施設マネジメント計画の財政的課題（各論）	97
1. 財政指標の推移と他自治体との比較	97
2. 固定資産台帳整備の課題とその活用	97
(1) 固定資産台帳整備状況について.....	97
(2) 固定資産台帳と貸借対照表との整合性について.....	97
(3) 結果・意見.....	100
【結果 25】貸借対照表と固定資産台帳の不一致について.....	100
【結果 26】公共施設保全基金での財源不足と更なる課題.....	100

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「公共施設管理に係る財務事務の執行について」

3. 外部監査対象期間

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
ただし、必要に応じて他の年度も含む。

4. 外部監査の実施期間

令和6年5月27日から令和7年2月2日まで

5. 監査対象部局及び対象公共施設の概要

以下においては原則として教育委員会所管の公共施設を監査範囲から除外している。

(1) 監査対象部局

- ① 市長公室 観光政策課
- ② 総務局 情報公開・文書管理課
- ③ 財政局 財政課 アセットマネジメント推進課 管財課
- ④ 市民局 区政推進課 斎場準備室 市民協働推進課 人権・男女共同参画課
消費生活総合センター 国際課 さがみはら国際交流ラウンジ スポーツ施設課
文化振興課
- ⑤ 健康福祉局 地域包括ケア推進課 高齢・障害者福祉課 精神保健福祉センター
津久井高齢・障害者相談課 南生活支援課 医療政策課(地域医療対策室含む)
衛生研究所
- ⑥ こども・若者未来局 こども・若者支援課 保育課 児童相談所総務課 陽光園
- ⑦ 環境経済局 産業支援・雇用対策課 農政課 ゼロカーボン推進課

水みどり環境課 公園課 資源循環推進課 南清掃工場 北清掃工場
 麻溝台環境事務所 橋本台環境事務所 相模台収集事務所
 津久井クリーンセンター

- ⑧ 都市建設局 住宅課 路政課 河川課 緑土木事務所 津久井土木事務所
 中央土木事務所 南土木事務所 下水道経営課
- ⑨ 緑区役所 区政策課 区民課 橋本パスポートセンター 城山まちづくりセンター
 津久井まちづくりセンター 相模湖まちづくりセンター 藤野まちづくりセンター
- ⑩ 中央区役所 区政策課 区民課
- ⑪ 南区役所 区政策課 地域振興課 区民課
- ⑫ 消防局 消防総務課

(2) 対象公共施設の概要

個別の公共施設名やその詳細は各論で記載しているため、本項では、対象公共施設の種
 類を記載している。なお、対象公共施設の範囲について、監査範囲のため、教育委員会所管
 の施設(学校等)を除外していることに留意されたい。

図表1-1 対象公共施設の概要

公共施設	施設分類	
	大分類	小分類
公共建築物(学校等を除く)	行政系施設	庁舎等(本庁舎等)
		庁舎等(まちづくりセンター等)
		その他行政系施設
	市民文化系施設	文化施設
		集会施設
	生涯学習施設(注)	博物館等(公文書館のみ)
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館
		プール等
		観光施設・保養施設
	保健・福祉施設	保健施設
		老人福祉センター等
		デイサービスセンター
		児童相談所
		障害福祉施設
		その他社会福祉施設
	子育て支援施設	保育園・こども園等
		児童クラブ

公共施設	施設分類	
	大分類	小分類
		その他子育て支援施設
		こどもセンター・児童館等
	医療施設	診療所
		メディカルセンター等
	市営住宅	市営住宅
		あじさい住宅
	資源循環系施設	廃棄物処理施設
		その他資源循環系施設
	消防施設	消防署
	その他	自転車駐車場
		自動車駐車場
		市営斎場
	インフラ施設	公園等
緑道		
緑地		
散策路		
簡易水道		簡易水道
土木施設		橋りょう
		下水道
		道路施設
		河川

(注)生涯学習施設のうち、公民館等、図書館、博物館(公文書館を除く)、学校は教育委員会管のため除外している。

(出所)相模原市の各種資料より、監査人が作成。

6. 事件を選定した理由

公共施設管理について、総務省はこれまでの総合管理計画の見直しを原則 2023 年度(令和 5 年度)末(新型コロナウイルス感染症の影響等により見直しの完了が 2022 年度(令和 4 年度)以降となる地方公共団体)までに見直しを完了するよう要請し、公共施設等の適正管理の取組を推進するため「公共施設等適正管理推進事業債」(2017 年度(平成 29 年度)に創設)についても、2026 年度(令和 8 年度)まで延長するとともに、脱炭素化事業等を追加して長寿命化等を推進するとしている。

相模原市は、1954 年(昭和 29 年)の市制施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和 40 年代から 50 年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤整備とともに、小・中学校などの施設整備に追われるだけでなく、その時々のニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきた。これらの施設の多くは、近い将来一斉に更新の時期を迎えるが、現在保有する公共施設等の機能をすべて維持していくためには、多額の費用がかかり、その対応については市政の重要な施策の一つとなっている。

公共施設管理については、2011 年(平成 23 年)5 月に策定した「相模原市公共施設マネジメント取組方針」に基づき、公共建築物については、2012 年(平成 24 年)3 月に策定した「相模原市公共施設白書」で明らかになった現状と課題分析等を踏まえ、その後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性などの考え方をまとめた「公共施設の保全・利活用基本指針」を 2013 年(平成 25 年)10 月に策定し、道路、橋りょう、河川、下水道等の土木施設については、2013 年(平成 25 年)12 月に「相模原市土木施設維持管理基本方針」を策定した。さらにこれらに定める基本方針等を、国から策定要請のあった公共施設等総合管理計画の策定指針に沿って、2015 年(平成 27 年)3 月に「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」としてまとめ、公共施設等総合管理計画として位置付け、本市の公共施設等について総合的かつ長期的な視点に立って取り組むこととしてきたが、先の総務省の要請に従い今般、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」を 2024 年(令和 6 年)3 月に改訂されたところである。

公共施設管理の分野については、これまでの包括外部監査においては体系的に取り上げてきたことはなく、先に述べた相模原市の重要な施策の 1 つである点、上記基本計画が直近で改訂された点を踏まえ、当該分野の財務事務をテーマとすることは、相模原市にとって有用であると考え、当該テーマを対象としたものである。

7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	守泉 誠
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	小林 裕
	公認会計士	田中 一弘
	公認会計士	柳原 匠巳
	公認会計士	渡部 淳一

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1. 監査の視点と監査要点

当該監査対象について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、以下に示す合規性、経済性・効率性、有効性の観点より監査を実施した。

《参考》地方自治法第2条

第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(1) 監査の視点

- ① 対象となる公共施設の整備、維持管理及び運営に係る予算の執行状況の規則等への準拠性等(合規性の視点)

公共施設マネジメント(契約、関連する目的外使用許可、貸与等の事務手続きも含む)の予算の執行状況について事業の各種事務手続きが各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。さらに、これには手続きの基礎となる公共施設マネジメントに関する計画や必要な規則、政府からの通達に従った規定等の整備状況の検証も含まれる。

- ② 公共施設マネジメントの契約に関する競争性、経済性の視点(経済性・効率性の視点)

対象となる公共施設の整備、維持管理及び運営に関する契約について競争性、経済性が確保されているかという視点である。さらに、組織の運営がコスト削減も含み効率的に行われるだけでなく、利用状況や老朽化対応についても適切に実施されていること等も含まれる。

- ③ 公共施設マネジメントの利用状況の効果の有効性の視点(有効性の視点)

対象となる公共施設が有効に活用され、当初の目的に照らして十分有効に機能しているのか、相模原市において当該公共施設の利用状況の有効性をモニタリングする体制が整備され、当該体制により公共施設マネジメントが適切になされているかという視点である。さらに、

他の先進的地方公共団体の事例等から見ても長期的に有効で模範的な施策が実施されていることも含まれる。

(2) 主な監査手続

- ① 「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」(2024 年(令和 6 年)3 月改訂)を中心として、各種公共施設マネジメントの取組の概要、これに至る歴史等についてアセットマネジメント推進課等への質問及び関連する資料の閲覧を実施した。
- ② 各公共施設の種別毎に最低 3 カ所は実地調査を行うとともに、監査対象施設の契約や利用状況について、担当部署等に質問、書面調査及び資料の閲覧を実施した。
- ③ 関連する各種財政計画等の資料を閲覧した。また、公会計データとの整合性についてもサンプル調査を実施した。
- ④ その他監査人が必要と認めた手続を実施した。

《参考》 外部監査の結論

(参考) 地方自治体に対する政府の公共施設マネジメント政策や相模原市の公共施設マネジメント政策については、報告書本文を参照ください。ここでは、当該監査の結論を中心に記載します。

【監査結果の総括】

目次対応(システム名等)	結果数	意見数	合計
第3 総論	2	7	9
第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)			
1 庁舎等(本庁舎等)	-	2	2
2 庁舎等(まちづくりセンター等)	-	2	2
3 公文書館	-	-	-
4 その他行政系施設	-	1	1
第5 市民文化行政系施設の公共施設マネジメント(各論)			
1 文化施設	1	-	1
2 集会施設	-	2	2
第6 スポーツ・レクリエーション施設の公共施設マネジメント(各論)			
1 体育館	1	1	2
2 プール等	-	1	1
3 観光施設・保養施設	1	1	2
第7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント(各論)			
保健・福祉施設全体	1	-	1
第8 子育て支援施設の公共施設マネジメント(各論) 1			
子育て支援施設全体	3	1	4
第9 医療施設の公共施設マネジメント(各論)			
1 診療所	-	-	-
2 メディカルセンター等	-	-	-
第10 市営斎場の公共施設マネジメント(各論)			
市営斎場	1	2	3
第11 市営住宅等の公共施設マネジメント(各論)			
1 市営住宅	1	1	2
2 あじさい住宅	1	1	2

第12 資源循環系施設の公共施設マネジメント(各論)			
1 廃棄物処理施設	1	-	1
2 その他資源循環系施設	-	-	-
第13 その他施設の公共施設マネジメント(各論)			
1 自転車駐車場	-	2	2
2 自動車駐車場	-	-	-
第14 消防施設の公共施設マネジメント(各論)			
消防署所	1	1	2
第15 インフラ施設の公共施設マネジメント			
1 都市公園等	2	3	5
2 簡易水道事業	-	5	5
3 下水道事業	5	3	8
4 土木施設(橋りょう)	-	1	1
5 土木施設(道路)	2	1	3
6 土木施設(河川)	1	-	1
第16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)	2	-	2
合 計	26	38	64

(注) 番号が記載されていない部分は、結果または意見が存在しないために当該表から除いている部分である。

第3 総論

1. 相模原市の現況

(1) 公共施設の分類基準

図表3-1 公共施設の分類基準

施設類型		
公共建築物	行政系施設、市民文化系施設、生涯学習施設、スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、医療施設、市営住宅、学校教育施設、資源循環系施設、消防施設、その他(自転車駐車場、自動車駐車場、跡地など)	
土木施設	道路・橋りょう等(橋りょう・横断歩道橋、舗装、トンネル、ペDESTリアンデッキ、交通安全施設、街路樹、横断施設、昇降機、電線共同溝)	
	河川(護岸・河道)	
	下水道(管路、ポンプ施設、マンホールポンプ、雨水調整池、農業集落排水施設(処理場)、高度処理型浄化槽)	
	簡易水道(取水施設、浄水施設、配水池、管路)	
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、都市緑地、緑道、広場公園	
その他	廃棄物処理施設(プラント設備)	ごみ処理施設(焼却施設、粗大ごみ処理施設)、し尿処理施設、最終処分場
	農林施設	林道施設(橋りょう)、農道施設(橋りょう)
	消防水利等	消火栓、防火水槽等

(出所)「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」

(2) 相模原市における公共施設の保有状況

相模原市の公共施設等総合管理計画(行動計画)である「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」において用いている公共施設の保有状況は、2012年(平成24年)3月発行の「相模原市公共施設白書」をベースとしており、各施設料は2011年(平成23年)4月時点のものであり、現在のものとは一致していないのが一般的であろう。このため、ここでは、直近の2022年(令和4年)3月31現在の公有財産台帳のデータを紹介する。便宜上、地方自治法上の区分となっていることに留意されたい。また、監査対象外ではあるが、教育委員会所管の学校や公民館も参考までに示すこととする。

図表3-2 公有財産の内訳

(単位)面積: m²、価格: 千円、個数: 個

分類	土地		建物		工作物	
	面積	価格	延面積	価格	個数	価格
行政財産						
公用財産						
市役所	338,728.08	25,555,688	181,567.99	30,471,861	193	3,442,857
消防	76,265.49	6,744,156	37,691.71	4,572,480	1,888	2,940,267
公共用財産						
市民会館、文化会館	9,899.48	1,193,156	22,909.54	3,037,720	6	0
市営住宅	210,963.04	24,541,236	182,433.16	18,982,763	12	9,271
児童福祉施設	80,238.76	8,287,782	34,624.27	4,370,696	78	0
衛生施設	58,716.16	4,765,048	4,340.10	1,329,530	12	496
公園、広場	2,057,934.08	150,169,914	20,905.22	3,003,467	10,608	1,758,968
学校 (参考)	1,947,705.55	236,021,245	776,980.83	33,333,394	477	901,803
体育施設	264,784.61	4,191,430	61,448.39	7,259,417	206	36,164
社会教育施設 (参考)	121,450.92	9,638,970	67,566.17	8,969,177	29	44,173
その他施設	1,156,279.81	27,069,025	258,128.51	29,900,974	635	1,686,867
普通財産						
一般	292,701.89	14,300,121	37,478.71	2,577,766	95	6,967
廃道路敷	2,783.40	161,606	-	-	-	-
山林	5,931,782.46	15,650,265	-	-	-	-

(出所) 2022年(令和4年)3月31現在の公有財産台帳のデータより作成

上記の建物のうち 8,684.42 m²は木造のものとされている。近時建築家の隅研吾氏をはじめとして堅牢でデザイン性のある木造建築物が人気となっていることもあり、木造であることが必ずしも悪いというわけではないが、多くの利用がある施設が老朽化した木造建築の場合には、安全上のリスクが存在するケースが多いことに留意すべきであろう。

(3) 相模原市の施設保有量(令和5年度)

総務省に対する報告によれば、令和5年度の施設保有量は、以下のとおりであった。なお、当該施設保有量は、後述する各論で示すものと一致しない部分があることに留意されたい。

図表3-3 施設保有量(令和5年度)

【公共建築物】
○公共建築物 延床面積 165.37 万㎡
○その他(小規模施設) 延床面積 3.24 万㎡
【土木施設】
○橋りょう、横断歩道橋 627 橋
○舗装 約 2,390km
○トンネル(洞門含む) 10 本
○ペDESTリアンデッキ 5 箇所
○交通安全施設 20,795 基
○街路樹 高中低木 33,000 本、刈り込み 約 113,300 ㎡
○横断施設 17 箇所
○昇降機 57 基
○電線共同溝 21.6km
○河川(護岸・河道) 17.6km
○下水道管路 管路 約 2,804km、ポンプ施設 7 箇所、マンホールポンプ 130 基、雨水調整池 104 箇所、農業集落排水施設(処理場) 1 箇所、高度処理浄化槽 485 基
○簡易水道 取水施設 9 箇所、浄水施設 10 箇所、配水池 14 池、管路 55,363m
【都市公園】
○都市公園 605 箇所
【廃棄物処理施設(プラント設備)】
○ごみ処理施設 3 箇所
○し尿処理施設 1 箇所
○最終処分場 1 箇所
【農林施設】
○橋りょう 10 橋
【消防水利】
○消防水利(消火栓、防火水槽等) 10,611 基

(出所)総務省への報告書より作成。

2. 相模原市公共施設マネジメントに関する他の地方公共団体との比較

地方財政白書を毎年発行している総務省自治財政局財務調査課は、政令指定都市に対し公共施設マネジメントの各地方公共団体の最新の実施状況について調査を行った。

これによれば、政令指定都市20団体(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市)にヒアリングを実施し、比較表を作成している。以下においては、これを基に、相模原市と他の各地方公共団体との公共施設マネジメントに関する取組等について比較することとする。

(1) 相模原市の現状に対する問題意識

- ① 相模原市の公共建築物は、人口急増に伴い、延床面積ベースで、昭和47～51年度が施設整備のピークとなっており、特に、学校教育施設は、5か年で20万㎡を超えるペースで整備を進めてきた。また、1986年度(昭和61年度)までに、現在保有している施設の半分以上を整備している。
- ② 公共施設の老朽化に伴い、将来の改修・更新に膨大なコストが必要になることが見込まれ、試算では、今後も現状と同程度の財源を改修・更新に充てられるとしてもコストを賄いきれず、財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で40%程度削減する必要があると想定している。
- ③ 当初、今後30年間で必要な1年当たりの改修・更新費を約174億円と試算。各長寿命化計画策定後の再精査では、約161億円と試算。今後、各長寿命化計画に基づき、施設コストの削減と財政負担の平準化の取組を進めていく必要がある。
- ④ 土木施設の維持管理は、過去実績に基づく予算配分をしており、対症療法的な管理が中心であったが、今後、予防保全的な管理を推進し、最適な維持管理手法へ転換することで、将来的な財源確保の課題に対応していく。
- ⑤ 土木施設については、当初、今後50年間で必要な1年当たりの維持管理・更新費を約81億円と試算。各長寿命化計画策定後の再精査では、今後30年間で必要な1年当たりの維持管理・更新費を約64億円と試算。今後、各長寿命化計画に基づき、施設コストの削減と財政負担の平準化の取組を進めていく必要がある。

(2) 数値目標

- ① 公共建築物

- ・延床面積の削減目標
- ・今後 30 年間で 20%の延床面積削減
- ・目標達成のための基本原則
 - ア. 新規整備は原則行わない。
 - イ. 学校施設の大規模改修や更新時期には原則として多機能化等を行う。

しかし、現状認識においては財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で 40%程度削減する必要があると想定しているため、残りの 20%部分をどのように対応するかについては疑問が残る。

② 土木施設

予防保全的な管理への転換によりライフサイクルコストの縮減を図っている。

(3)他の地方公共団体との比較

① 公共施設マネジメントに現在要している経費(億円)の比較

各地方公共団体により算定方法が異なる(特定の年度を採用、何年かの平均値を採用等)点はあるが、全体的な傾向としては、その分布状況を示すことは有効であろう。なお、政令指定都市であっても、その規模や人口は様々であることから、その点を考慮した数値も参考までに示すこととする。

図表3-4 現状の経費の比較

団体名	経費(億円)	算定根拠	人口1人当たり経費(円/人)
札幌市	1,357.0	記載なし	69,252
仙台市	535.0	2017年度	48,744
さいたま市	732.0	記載なし	54,654
千葉市	595.0	複数年度平均	60,882
横浜市	905.0	単年度	24,110
川崎市	732.0	複数年度平均	47,517
相模原市	126.7	複数年度平均	17,619
新潟市	415.7	複数年度平均	54,397
静岡市	266	複数年度平均	39,065
浜松市	363.0	複数年度平均	45,793
名古屋市	438.0	複数年度平均	19,086
京都市	528.0	複数年度平均	38,118
大阪市	1,177.0	2020年度	42,931
堺市	255.0	複数年度平均	30,866

神戸市	6,986.0	単年度	462,368
岡山市	544.8	複数年度平均	77,605
広島市	531.2	単年度	44,837
北九州市	640.0	複数年度平均	68,862
福岡市	633.0	単年度	40,028
熊本市	225.5	複数年度平均	30,828

(出所) 包括外部監査人が資料を基に作成。

(注) 人口は2022年度(令和4年度)のものを採用した。円未満四捨五入。

これによれば、相模原市は経費や人口1人当たり経費のいずれも他の団体と比較して突出して少ないことがわかる。神戸市の異常値は除いても、第2位の名古屋市よりも大幅に小さい金額となっている。市町村合併の繰り返しにより広大な敷地を有する割には、都市化の領域が限定されていることから保有する公共施設が比較的少ないという点は考えられるが、長寿命化や維持管理に必要な経費が正しく支出されているかについては検証する必要があるであろう。

② 公共施設マネジメントに要する公共施設保有量(m²)の比較

次に、各地方公共団体が保有する公共施設保有量(m²)と、1人当たり公共施設保有量(m²/人)を示す。

図表3-5 公共施設保有量の比較(令和4年度)

団体名	公共施設保有量(事業用資産建物保有量) (m ²)	1人当たり公共施設保有量 (m ² /人)
札幌市	5,836,749	2.98
仙台市	データなし	データなし
さいたま市	2,532,553	1.89
千葉市	2,516,356	2.57
横浜市	9,250,007	2.46
川崎市	3,721,305	2.42
相模原市	1,686,916	2.35
新潟市	2,622,095	3.43
静岡市	2,254,537	3.31
浜松市	2,410,050	3.04
名古屋市	9,699,856	4.23
京都市	4,580,155	3.31
大阪市	13,146,905	4.80
堺市	2,213,240	2.68

団体名	公共施設保有量(事業用資産建物保有量) (㎡)	1人当たり公共施設保有量 (㎡/人)
神戸市	7,198,583	4.76
岡山市	2,139,217	3.05
広島市	3,859,082	3.26
北九州市	4,599,507	4.95
福岡市	5,338,872	3.38
熊本市	2,433,569	3.33

(出所) 包括外部監査人が、資料を基に作成。

(注) 公共施設保有量、人口は2022年度(令和4年度)のものを採用した。

ここにおいては、相模原市は公共施設保有量(事業用資産建物保有量)が最少であり、1人当たり公共施設保有量についてもさいたま市について第2位の少なさとなっている。この数字を前提にした場合には、(14)の結果の理由も保有資産量自体が少ないことから、経費の少なさも説明できることになる。当該保有量自体が少ないこと自体は効率的とは言えるが、川崎市の半分程度とはかなり少ない量であると言える。

③ 有形固定資産減価償却率(%)

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標である。

当該指標は、公共施設等の老朽化が進めば数値が上昇(悪化)し、除却・更新等が実施されると低下(改善)されることから一般に「資産老朽化比率」を示すものとされている。

但し、長寿命化対策の結果についてはそれが必ずしも精緻に反映するものではないことに留意する必要がある。つまり、建物等の改築や更新(長寿命化対策)等を実施した場合であっても、それが「資本的支出」に該当する場合には、その支出金額を固有の取得価額とし、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものと、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととされており、当該資本的支出見合いで有形固定資産減価償却率は低下することから、長寿命化対策が全く反映しないというわけではないが、効果がそのまま現れるとは限らないことに留意する必要がある。¹

それを考慮しつつも一般には資産の老朽化の度合いを示すと考えることは許されるであろう。

以下においては、対象地方公共団体の4年間の有形固定資産減価償却率(%)の推移を示したものである。

¹ 財政局財務調査課・地方公共団体金融機構「地方公会計のあり方に関する研究会 報告書」(2016年10月)

図表3-6 有形固定資産減価償却率の推移(%)

団体名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
札幌市	67.90%	69.20%	70.00%	70.80%
仙台市	61.08%	61.28%	62.28%	62.82%
さいたま市	59.10%	60.50%	60.80%	62.30%
千葉市	63.00%	65.00%	66.00%	66.00%
横浜市	55.40%	55.30%	57.10%	59.00%
川崎市	60.70%	61.40%	62.20%	資料なし
相模原市	65.80%	67.20%	68.70%	70.50%
新潟市	57.10%	58.50%	60.00%	61.20%
静岡市	67.00%	68.30%	69.60%	70.40%
浜松市	67.40%	68.20%	69.30%	70.20%
名古屋市	70.40%	70.30%	69.85%	71.20%
京都市	64.00%	65.20%	66.20%	67.50%
大阪市	57.57%	59.03%	60.40%	61.77%
堺市	65.42%	64.82%	66.07%	67.45%
神戸市	68.48%	68.77%	69.35%	70.30%
岡山市	62.53%	61.29%	62.68%	60.30%
広島市	67.50%	68.78%	70.15%	70.79%
北九州市	68.63%	69.46%	70.24%	71.40%
福岡市	59.60%	61.00%	61.00%	61.70%
熊本市	58.30%	59.80%	60.80%	61.10%

(出所) 包括外部監査人が資料を基に作成。

上記によれば、相模原市においては、2022年度(令和4年度)は70%を超えており他の地方公共団体と比較してもかなり公共施設等の老朽化が進んでおり、この4年間で改善が見られず数値が悪化し続けていることがわかる。

今後も現状と同程度の財源を改修・更新に充てられるとしてもコストを賄いきれず、財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で40%程度削減する必要があると想定していると認識されているのもこのような点に見られるのであろう。

なお、横浜市では2022年度(令和4年度)は59%と比較的よい数値となっている。

④ 長寿命化の効果

次に、耐用年数経過時に単純に施設等を更新した場合と、長寿命化対策を施した場合とで、どれだけのコストに差が出てくるかを示したものが次の表である。地方公共団体毎に設定

している計画期間が異なることから、一概に比較をできないため、各効果を計画年数で割って、1年当りの効果も右側に記載した。

図表3-7 長寿命化実施時のコスト削減比較(億円)

団体名	計画期間	単純更新時	長寿命化実施時	年間効果
札幌市	2023→2072、49年	82,171	57,382	506
仙台市	2020→2069、50年	42,190	31,011.0	224
さいたま市	2021→2050、30年	32,072	27,557.0	151
千葉市	2020→2049、30年	950.0	630.0	11
横浜市	2021→2065、45年	86,600	76,900.0	216
川崎市	2022→2032、10年	878.0	記載なし	算定不能
相模原市	2021→2050、30年	8,550.5	6,750.5	60
新潟市	記載なし	記載なし	517.2	算定不能
静岡市	2021→2050、30年	21,223	15,374.0	195
浜松市	2020→2069、50年	34,369.0	30,549.0	76
名古屋市	2011→2060、50年	45,590	32,044.0	271
京都市	2014→2054、40年	19,070.0	11,815.0	181
大阪市	2021→2050、30年	1,718.0	1,106.0	20
堺市	2021→2050、30年	9,689.0	7,966.0	67
神戸市	2021→2050、30年	61,051.0	37,760.0	776
岡山市	2023→2057、34年	22,948	21,728	36
広島市	2022→2056、35年	62,501.0	29,382.0	946
北九州市	2013→2053、40年	34,840.0	26,760.0	202
福岡市	2021→2051、35年	65,298.0	43,567.0	621
熊本市	2015→2055、40年	19,567.7	10,980.9	215

(出所) 包括外部監査人が資料を基に作成。

(注) 年間効果については、億円未満を四捨五入している。

上記によれば、相模原市における長寿命化実施の効果は、通常の更新等と比較して年間60億円程度と千葉市、大阪市、岡山市に次いで小さく堺市に近い値となっている。このため、インフラ施設を中心として長寿命化に加えその他の施策を組み合わせる必要がある。老朽化したり、利用価値の低い施設の廃止や統合もその施策の一つとも言える。

4. 総論における監査の結果・意見

【結果1】公共施設マネジメントと地方公会計の連携について【財政課】

① はじめに

先に示した総務省のアンケートによれば、神奈川県内の政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）のいずれも公共施設マネジメントと地方公会計の連携について行われていないと回答している。また、構築された「公共施設情報一元管理システム」も、既存の「市有財産管理システム」を出発点としつつ、現行の財産台帳、利用状況・コストデータベース、公共建築物保全台帳等がそれぞれ所有する一般公共建築物等の各施設情報データベースの一元化等を行うという方向であるため、地方公会計上の固定資産台帳としての役割を十分果たすことが困難であるだけでなく、分散する各データの整合性の確保に非常に時間がかかることになっている。

② 固定資産台帳の整備

現行制度上、各地方公共団体では、地方自治法に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なるし、すべての固定資産を網羅する台帳を整備することは必ずしも義務づけられていない。

図表3-8 公有財産台帳と固定資産台帳の主な相違

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある）	すべての固定資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	原則なし	あり
減価償却	なし	あり

（出所）「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省、2015年1月）

しかし、固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠であり、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固

定資産台帳を整備する必要があるとされる。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられる。

さらに、固定資産台帳は、総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに重要な役割を果たすことが期待されている。

なお、PFI等の手法により整備した所有権がない資産についても、固定資産台帳は重要な役割を果たす。これは、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載するからである。

③ 相模原市の現状

総務省に対しては、公共施設マネジメントと地方公会計の連携について行われていないと回答しているものの、構築された「公共施設情報一元管理システム」では、既存の「市有財産管理システム」を出発点としつつ、既存のデータとの一元化を目指している点からは、DX化の流れに沿ってその方向性自体は正しいものであり評価できる。また、「公共施設情報一元管理システム」の機能要件一覧表を見る限りでは、当該システムは価格情報等固定資産台帳に近い役割を持つことは理解できる。

しかし、監査において管轄組織を記載した公共施設一覧表の提出を求めたところ結果的に当該情報は出力されなかったため、結果としては手作業で集計せざるを得なかった。機能要件上からは可能であるはずの処理ができない理由としては明確ではないが、既存データの整合性チェックや入力状況が十分に進んでいないことが伺われる。これについては、各論でも示す点である。

さらに、相模原市では「相模原市 PFI ガイドライン」を2024年(令和6年)3月に策定をしているが、先に示したように企業会計上のリースの概念が正しく集計・管理できないシステムでは十分な対応はできないことになる。

監査人自身の経験でもあるが、既存のデータの整合性をとりつつ、正しい「固定資産台帳」に近づける作業は非常に苦労を要するものである。そのため、一定の業務の外注も考えられるであろう。

構築された「公共施設情報一元管理システム」が、地方公会計上としての「固定資産台帳」としての機能も十分に果たせるように、データ集計だけでなく、日々の仕訳作業が精緻化されることを期待したい。

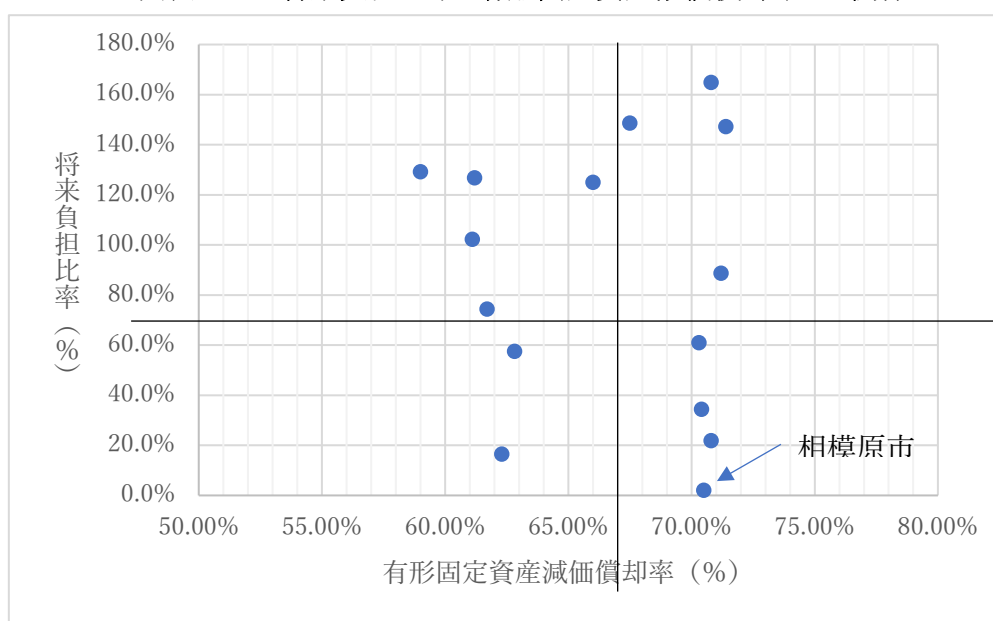
④ 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことを示すものである。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村(政令指定都市は除く)は350%、都道府県及び政令指定都市は400%としており、将来負担比率 $=\{A-(B+C+D)\}/(E-F)$ と表される。ここで、A:将来負担額、B:充当可能基金額、C:特定財源見込額、D:地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額、E:標準財政規模、F:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を示している。以下においては、先の総務省の調査で用いた有形固定資産償却率との各地方公共団体の関係について示すこととする。

なお、2022年度(令和4年度)の将来負担比率は浜松市、大阪市、堺市、岡山市のデータがなく、有形固定資産減価償却率は川崎市のデータがないことから、それ以外の15団体について、将来負担比率と有形固定資産減価償却率との関係を比較すると以下ようになる。これによれば、相模原市は第4象限に位置することになる。この領域は、将来負担比率は低い、有形固定資産減価償却率が高い領域である。相模原市のほかに、札幌市、静岡市、神戸市が含まれるが相模原市は極端な値である。この領域で考えられるのは、老朽化対策を先送りしているという将来負担が潜在している可能性を示唆する領域である。

総論としてはここまでしか言及できないが、思い当たるふしがないか相模原市として自問自答する必要がある。

図表3-9 将来負担比率と有形固定資産減価償却率との関係



(出所)地方財政の統計資料より、包括外部監査人が作成。

【結果2】ハザードマップ上の公共施設への対応について【アセットマネジメント推進課】

① 問題の所在

相模原市では、総務省の指示等もあり、第1次相模原市耐震改修促進計画(平成20～27年度)で対象として掲げた市有の特定建築物及び地震防災上重要な役割を担うと考えられる市役所や学校等の建築物は、建替えや耐震改修等により耐震対策が完了したとされる。それは他の地方公共団体でもほぼ達成されているはずのものである。この措置は、財政負担はあっても少なくとも災害の避難施設が、地震の被害を受けるようでは元も子もないという点で当然のことであろう。

ところが、昨年(2022年)の能登での地震後、やむを得ないとは言え、仮設住宅をハザードマップ上に作り、水害等により大規模な二次被害が発生する事態が発生した。

そこで、これまでの対策に加え、ハザードマップ上にある公共施設については、そのリスクの程度に応じ、対策を急ぐ必要がある。

② 相模原市の現状

以下の表は、ハザードマップ(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、洪水・浸水想定区域)上にある公共施設を示したものである。

図表3-10 ハザードマップ上の公共施設(令和4年8月時点)

大分類	小分類	名称	建築年度	主要構造	延床面積	安全性	対策の方向性
行政系施設	庁舎等(本庁舎等)	津久井総合事務所	S39 ~ H18	RC	2,334	土黄	複合化予定
	庁舎等(まちづくりセンター等)	津久井まちづくりセンター	S39	RC	不明	土黄	複合化予定
		新磯まちづくりセンター	S53 ~ H20	RC	277	洪黄	
		青野原出張所	H23	木造	146	土黄	
		鳥屋出張所	S57	SRC	188	洪黄	
		佐野川連絡所	S59	S	23	土黄	
市民文化系施設	文化施設	津久井合唱館	H6	S	105	土黄 洪黄	
	集会施設	奥畑集会所	H3	木造	84	土赤	地域へ譲渡

大分類	小分類	名称	建築年度	主要構造	延床面積	安全性	対策の方向性
		桂北地区集会所	S58	木造	142	土黄	地域へ譲渡
		千木良西部集会所	S57	木造	67	土黄	地域へ譲渡
		増原営農センター	S58	木造	134	土黄	地域へ譲渡
		山口集会所	S63	木造	105	土赤	地域へ譲渡
		横橋集会所	S56	木造	94	土黄	地域へ譲渡
		若柳営農センター	H3	木造	102	土黄	地域へ譲渡
		底沢集会所	H3	木造	84	土黄	地域へ譲渡
		綱子多目的集会施設	H3	木造	55	土黄	地域へ譲渡
		大久和生活改善センター	S61	木造	83	土黄	地域へ譲渡
		上岩集会施設	S63	木造	110	土黄	地域へ譲渡
		川上多目的集会施設	H1	木造	69	土赤	地域へ譲渡
		新和田多目的集会施設	S63	木造	45	土黄	地域へ譲渡
		竹の子の里活性化センター	H3	木造	172	土黄	地域へ譲渡
		鳥屋地域センター	S57	SRC	735	洪黄	検討
		三井地域センター	S59	RC	313	土黄	検討
スポーツ施設	体育館	沢井体育館	H2	RC	865	土赤	
		相模川自然の村清流の里	H7	SRC	3,304	洪黄	

大分類	小分類	名称	建築年度	主要構造	延床面積	安全性	対策の方向性
レクリエーション系施設	観光施設・保養施設	城山自然の家	H6	木造	49	洪黄	
		青根緑の休暇村いやしの湯	H17	RC	1,000	土黄 洪黄	
		緑の休暇村センター	S53 ~ S61	RC	629	土黄 洪黄	
		藤野やまなみ温泉	H9	RC	958	土黄	
		和田の里体験センター	H18	木造	170	土赤	
		相模の大凧センター	H11	S	938	洪黄	
保健・福祉施設	保健施設	津久井保健センター	S62	RC	941	土黄	
	老人福祉センター等	老人福祉センター溪松園	S47	RC	2,055	土黄	検討
		津久井地域福祉センター	H11	軽S	236	土黄	廃止
		津久井老人福祉センター	S55	RC	360	土黄	統合化
		新磯ふれあいセンター	H11	S	1,611	洪黄	検討
	障害福祉施設	津久井障害者地域活動支援センター	H5	軽S	230	土黄	民間移管または廃止
子育て支援施設	保育所・認定こども園等	青野原保育園	S57	RC	407	土黄	
		中野保育園	S51	RC	857	土黄	
		千木良保育園	S48	RC	376	土黄	廃止
	児童クラブ	当麻田児童クラブ	H15	S	239	洪黄	
		広陵児童クラブ	S58	RC	110	土赤	
		広田児童クラブ	S57	RC	65	洪黄	

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		串川児童クラブ	H7	軽S	92	土黄	
		津久井中央児童クラブ	S52	RC	63	土赤	
		中野児童クラブ	H4	S	155	土黄	
		千木良児童クラブ	S63	RC	103	土黄	
		桂北児童クラブ	H7	RC	64	土黄	
		藤野児童クラブ	H7	S	95	土黄	
		藤野南児童クラブ	H14	軽S	53	土黄	
		谷口児童クラブ	H26	軽S	220	洪黄	
		新磯児童クラブ	H11 ~ H25	S	171	洪黄	
	こどもセンター、児童館等	新磯こどもセンター	H11	S	420	洪黄	
医療施設	診療所	国民健康保険青根診療所	H9	RC	210	土黄	
		国民健康保険日連診療所	S47	RC	250	土黄	検討
	メディカルセンター等	相模原西メディカルセンター急病診療所	S57	RC	544	土黄	複合化
市営住宅	市営住宅	青根第1団地	S48	木造	198	土黄	廃止
		青根第3団地	S52	木造	40	土赤	廃止
		青根第4団地	S54	木造	46	土黄	廃止
		上町団地	S30	木造	35	土黄	廃止

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		川坂団地	S47 ~ S52	軽S	491	土黄	廃止
		小網第1団地	H10	RC	494	土黄	
		里之上団地	S28 ~ S41	木造	351	土黄	廃止
		仲町第2団地	S34	木造	225	土黄	廃止
		仲町第3団地	S35	木造	56	土黄	廃止
		仲町第4団地	S28	木造	84	土黄	廃止
		奈良井団地	S29 ~ S30	木造	174	土黄	廃止
		森戸団地	S26 ~ S27	木造	84	土黄	廃止
		平戸住宅	S26	木造	28	土赤	廃止
		松葉住宅	S31	木造	84	土黄	廃止
		佐野川住宅	H17	木造	162	土黄	
		沢井住宅	H15	木造	162	土黄	
	あじさい 住宅	あじさい住宅 上溝東	H12	不明	735	土黄	
		あじさい住宅 古淵	H9	不明	818	洪黄	
消 防 施 設	消 防 署 等	救急隊派出所	H9	軽S	155	土黄	検討
		青根分署	H29	RC	456	土黄	
		鳥屋出張所 (消防)	S48	RC	165	土黄 洪黄	検討
	消 防 団 施設	北方面第5分 団第3部	H23	S	61	土黄	
		北方面第6分 団第1部	H7	RC	77	洪黄	
		北方面第6分 団第2部	H4	RC	65	洪黄	
		津久井方面隊 第1分団第1 部	H4	S	56	土黄	

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		津久井方面隊 第2分団第1 部	S62	S	108	土黄	
		津久井方面隊 第2分団第3 部	S62	S	54	土黄	
		津久井方面隊 第3分団第2 部	S63	S	54	土赤	
		津久井方面隊 第3分団第3 部	S60	S	54	土黄	
		津久井方面隊 第4分団第2 部	H24	S	60	土黄	
		津久井方面隊 第4分団第3 部	H16	S	58	土黄	
		津久井方面隊 第5分団第1 部	S58	S	54	土黄	
		津久井方面隊 第6分団第1 部	H14	S	56	土黄	
		津久井方面隊 第6分団第2 部	H3	S	56	洪黄	
		津久井方面隊 第6分団第3 部	S60	S	54	土黄 洪黄	
		津久井方面隊 第7分団第2 部	H17	S	56	土黄	

大分類	小分類	名称	建築 年度	主要 構造	延床 面積	安全性	対策の 方向性
		津久井方面隊 第7分団第3 部	H2	S	56	土黄	
		津久井方面隊 第8分団第1 部	H4	S	54	土黄	
		相模湖方面隊 第2分団	H21	S	69	土黄	
		相模湖方面隊 第3分団	H2	S	79	土黄	
		相模湖方面隊 第4分団	H5	S	132	土黄	
		藤野方面隊小 淵分団第2部 (下小淵)	S58	S	29	土黄	
		藤野方面隊小 淵分団第2部 (上小淵)	S60	S	79	土赤	
		藤野方面隊佐 野川分団第1 部	H20	S	60	土黄	
		藤野方面隊佐 野川分団第2 部	H9	S	67	土黄	
		藤野方面隊沢 井分団第1部	H7	S	66	土黄	
		藤野方面隊名 倉分団第1部	S47	S	46	土黄	改修・更 新
		藤野方面隊牧 野分団第4部	H16	S	84	土黄	
		藤野方面隊吉 野分団第1部	S40	S	44	土黄	改修・更 新
		藤野方面隊吉 野分団第2部	S50	S	22	土黄	

大分類	小分類	名称	建築年度	主要構造	延床面積	安全性	対策の方向性
		中央方面隊第2分団第2部	H1	S	48	洪黄	
		南方面隊第2分団第1部	H16	S	62	洪黄	
		南方面隊第2分団第2部	S59	軽S	41	洪黄	
		南方面隊第2分団第3部	H12	S	59	洪黄	

(出所)相模原市の資料より包括外部監査人が抽出。

(注)土黄:土砂災害警戒区域、土赤:土砂災害特別警戒広域、洪黄:洪水・浸水想定区域

上記によれば、何らかのハザード上にある公共施設は109カ所あり、その中で土砂災害特別警戒区域内にあるものは、上記で色付けをした11カ所存在した。

ここで、「土砂災害警戒区域」とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる地域である。また「土砂災害特別警戒区域」とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる地域である。これらを規制する土砂災害防止法(正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号))が施行されたのが2001年(平成13年)4月1日であるため、それより前の建築物には構造制限は適用されないことになる。

しかし、「土砂災害特別警戒区域」(通称「レッドゾーン」と言われる)に居室を有する建築物を建築する場合には、構造的に土砂災害にも耐えられる鉄筋コンクリートの建築物とするか、崖側に擁壁を設置して土砂を食い止める方法の2種類を選択することになり、これは長寿命化や一般の公共施設マネジメント以前の問題である。

能登半島の水害等の事例においても、被害はほぼハザードマップ通りに発生していることを考えると、高齢者等を中心に人の利用の多い地域や市庁舎等として利用される公共施設については、昨今の豪雨対策を考慮に入れつつ早急の対応が必要であると考え、さらに、極言すれば、人口減少やコンパクトシティの発想を考慮すると、レッドゾーンに公共施設が存在すること自体問題であると言わざるを得ない。

今回は教育施設については対象とはしていない(施設分類上の「生涯学習施設」と「学校教育施設」を表からは除いている。また、「生涯学習施設」のうち、「博物館等」に分類される教育施設ではない施設(古民家園、小原の郷、相模湖記念館、相模川ふれあい科学館)も

除いている。)が、その中でも同様の問題が多く存在する。さらに、上記においても、危険な地域に多くの市営住宅が存在している。これらへの対策は、公共施設マネジメントや長寿命化以前の、地方公共団体の災害に対するリスク対策である。早急の対応が必要である。

【意見1】広域連携への対応について【広域行政課】

① 問題の所在

先の総務省のアンケート結果では神奈川県内の政令指定都市はいずれも広域連携についてはあまり関心がないように思われる。

しかし人口減少・少子高齢化に伴う財源不足、公共施設の老朽化、住民ニーズの変化等様々な課題に対応しながら、将来にわたり住民に必要な公共施設サービスを提供していくためには、官民連携をも含めた広域連携の各施策を公共施設マネジメントに加える必要が求められている。

② 政府等の対応

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(2020年(令和2年)6月26日総理手交)においては、地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要であるとされている。さらに、先行事例としては、地方公共団体間の公共施設の役割分担だけでなく、官民連携による施設の構築も行われている。

③ 対応策等

相模原市はいくつかの市町村合併の影響もあり、既存の施設への対応についても延床面積40%の削減が必要とされている中で、現在の長寿命化施策等においても限界があるであろう。単に、神奈川県内だけでなく、東京都等近隣の地域や民間企業も含めた広域連携についても考慮されることが望まれる。

【意見2】農林施設と消防水利施設のあり方について【農政課、消防総務課】

① 問題の所在

図表2-4「公共施設マネジメントの取組体系図」において、農林施設や消防水利施設について公共施設等総合管理計画の枠の中に入っておらず、関連するものとして外に出ている。この点については、2023年(令和5年)11月20日の第19回公共施設マネジメント検討調整会議においても同様の質問を都市建設総務室長より投げかけられ、これに対する回答としては、「農林施設については、拠り所となる方針がないためこのような形になっている。総合管理計画本編には、農林施設の数量と個別の計画に基づいて対策を行うという考え方だ

けが書かれている。なお、国の策定指針ではこの記載方法を認める改訂がされたため、策定指針に沿った内容となっている。消防水利の維持管理計画については、農林施設と同じ位置付けになるかと思われる。」とアセットマネジメント推進課総括副主幹が回答している。しかし、それでは当該2分野については現状を示しているだけで「マネジメント」として明確ではないのではないかという疑問が存在する。

② 拠り所となる方針について

農林施設については、農林水産省が、「農林水利施設の機能保全の手引き、ダム機能診断マニュアル、ダム耐震性能照査マニュアル」の中で「農林水利施設の機能保全の手引き」の改訂版(2023年(令和5年)4月26日)が示され、従来の管理方法の改定が行われている。さらに、「農業水利施設におけるストックマネジメントの取組について」も公表されており、公共施設等総合管理計画の枠の中で、個別計画として作成する余地もあったはずである。

消防水利については、東日本大震災以降の改訂はあるものの、政府としては最新の施設管理が求められている訳ではない。相模原市では「消防水利維持管理計画」(令和5年6月)、「相模原市消防水利要綱」(令和3年4月)及び「消防水利事務処理マニュアル」が既に策定されている。これらを個別計画としてまとめる等として、既存の消防施設との配置や業務の観点から、公共施設マネジメントの一環としての「個別計画」を策定することも有効であろう。実際、個別計画を策定している地方公共団体(花巻市、浜松市等)は多い。また、近時の温暖化に伴う1時間100ミリの豪雨に対する消防の役割も近時議論が進んでいることから当該分野においても個別計画を策定しつつ、公共施設等総合管理計画とうまくリンクさせる必要がある。

【意見3】公共施設等総合管理計画自体の記載について【アセットマネジメント推進課】

先に示したように、相模原市の公共施設等総合管理計画(行動計画)である「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」において用いている公共施設の保有状況は、2012年(平成24年)3月発行の「相模原市公共施設白書」をベースとしており、各施設量は2011年(平成23年)4月時点のものであり、現在のものとは一致していない。

行動計画を、10年前の公共施設のデータではなく、できる限り最新の情報を基に説明するとともに、価格情報等についてもできるだけ盛り込み、地方公会計の各情報ともリンクさせることが望ましい。今後の改訂が期待される。

【意見4】相模原市のPPP/PFIについて【アセットマネジメント推進課】

ようやく「相模原市PFIガイドライン」が策定されたところであるが、公園事業のPark-PFIなどは、PFIという名前でも、その実態は異なるものであり、当該ガイドラインの範疇からはずれる

部分も多い。そのため、本来は「PPP/PFI」と官民連携を広くとらえるとともに、計画だけでなく早期に実例を多く経験することが必要であろう。

【意見5】施設の耐震状況の数値化について【建築政策課】

① 問題の所在

相模原市における耐震安全性の基準としては、以下の目標値を採用している。

図表3-11 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(出所)相模原市の資料による。

② 対応案

上記のように各施設等について一括して分類することも有効であろうが、増築や改築を繰り返すような建物においては、その階毎等で細かく把握することも重要であると考え。公共

施設が全体として一定の耐震構造であるとしても、部分的に弱い部分から崩壊が始まる場合もあり、民間でも使う指標を併用することも有効であるとする。

以下においては、その事例として Is 値を挙げたい。Is 値とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、靱性（粘り強さ）を考慮し、建築物の階ごとに算出する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の告示（平成 18 年度国土交通省告示 第 184 号と 185 号）により、震度 6～7 程度の規模の地震に対する Is 値の評価については以下の様に定められている。

Is 値が 0.6 以上	倒壊、または崩壊する危険性が低い。
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満	倒壊、または崩壊する危険性がある。
Is 値が 0.3 未満	倒壊、または崩壊する危険性が高い。

【意見 6】普通財産について【管財課】

① 普通財産の現状

「市有財産調（令和 4 年 3 月 31 日）」によれば、普通財産は、以下のような現状となっている。

図表3-12 普通財産の現状

ア. 一般

種類	件数	面積(m ²)	価格(千円)
土地	269	292,701.89	12,300,121
建物	75	37,478.71	6,967
工作物	20	95.00	6,967

(注)総額 16,884,854.00 千円

イ. 廃道路敷

件数	面積(m ²)	価格(千円)
17	2,783.40	161,606

ウ. 山林

種類	面積(m ²)	価格(千円)
旧津久井町地内	596,622	446,823
旧相模湖町地内	4,847,903.19	14,994,995
旧城山町地域分	60,741	2,168
旧藤野町地域内森林分	394,074	205,664
旧藤野町地域内原野分	32,442.27	615
合計	5,931,782.46	15,650,265

② 問題の所在

上記普通財産についての、現状の処理状況(売却方針等)について財政局管財課に問い合わせたところ、「未利用市有地等の有効活用に関する基本方針」として、未利用市有地に係る全体的な処理の方向性や進捗管理については定められていた。

普通財産は、行政財産からははずれたものの、間接的に行政活動に貢献しているもの、売却予定のもの、理由があって売却できない状況のもの等それぞれを整理して管財課として一括して全体を管理するのが一般の地方公共団体であると認識しているところ、相模原市は進捗管理の中で現状の把握は行っているものの、個々の普通財産についての具体的な処分方法は、各担当部局に任せている状況であった。

- ・普通財産(雑種地)旧津久井町内 14,953.72 m²、68,714 千円
- ・普通財産(宅地)旧津久井町内 401.27 m²、4,489 千円
- ・普通財産(旧水道用地)旧津久井町内 702.9 m²、74,776 千円
- ・普通財産(雑種地)旧城山町内 1,523.61 m²、30,435 千円

これらについては、合併前の地方公共団体の「負の遺産」として放置されている印象がある。対応方針を明確化すべきではないか。

- ・吉野イベントパーク隣接地 47,158.83 m²、274,132 千円
面積、価格が大きい、処理方針が不明である。
- ・旧笹野家住宅 3,205.79 m²、200,430 千円
- ・旧田中住宅 2,012.69 m²、222,014 千円(令和3年度に売却済であるが、台帳上残されている)

特に、旧笹野家住宅は国登録有形文化財(建築物)(2015年(平成27年)11月17日)であり、普通財産ではなく、行政財産としての文化施設に該当するのではないかと疑問が残る。

③ 対応策

岡崎市では「市有財産の有効活用に関する基本方針」(令和3年度～令和12年度)において、公共施設マネジメントの範囲に普通財産も含め、未利用地、未活用地の売り払いや買い付け状況について報告している。長野県においては、未利用地についての公募による貸し付けを行っている。森林については水源の保護、自然の保護の観点から単に保有する重要性もあるが、民間の投資物件として森林から得られる収益を享受できる権利の売却を行った地方公共団体も存在する。日本の例ではなく、イギリスの財政難の地方公共団体はロンドンに賃貸ビルを建設し、そこからの収益を財政の補充に充てているという事例もあり、従来の単に売却すればいいという発想は変わりつつある。いずれにしても、各資産の活用方針を明確化すべきである。

【意見7】脱炭素の取組について【ゼロカーボン推進課】

「相模原市公共施設等総合管理計画」(2024年(令和6年)3月)の「脱炭素社会の実現に向けた取組に関する考え方」においては、「第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ2050～(2023年(令和5年)11月改定)～」等を基にして、脱炭素化の基本方針を記載している。

しかし、これによれば、<市の主な率先行動>として、「太陽光発電設備の導入:2030年度までに設置可能な公共施設の約50%に導入する。」「新築建築物のZEB化:2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す。」「LED照明の導入:LED照明の導入割合を2030年度までに100%にする。」「公共における次世代自動車の導入:代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新時に電動車を導入し、2030年度までに全て電動車とする。」と一般的な提示にとどまっており、これによりどのようなルートで「本市の事務事業に伴う二酸化炭素の削減目標2030年度(令和12年度)の削減目標50%削減(2013年度比(平成25年度比))」を達成するのかが明確ではない。

川崎市の新本庁舎や東京都の武蔵野の森体育館等あらゆる脱炭素建築を実施している。東京オリンピック用の施設の建築にあたっては「地中熱利用促進協会」からの陳情があったという情報もある。一般的記載にとどまらず、どの公共施設の類型にはどのような脱炭素技術を使用するのかを、基本方針とは言えもう少し個別的に記載するとともに、50%削減への因果関係を明確に示すべきであろう。

第4 行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 庁舎等(本庁舎等)

【意見 8】緑区合同庁舎の契約のあり方とあじさい会館緑分室の効率的利用について

緑区合同庁舎の維持管理コスト自体は、市役所本庁舎を除けば特出したものであるが、延床面積(m²)あたりのコストで見ると、13.8千円となり、他の施設(市役所本庁舎16.6千円、南区17.9千円、城山9.0千円、津久井10.1千円、相模湖10.0千円、藤野13.0千円、シティー16.1千円、いずれも小数第2位以下を四捨五入)となり必ずしも高いわけではないが、合同庁舎であるからと言って、契約をそれぞれの部局毎に行うのではなく、なるべく類似の契約を統合して事業費の削減にさらに努めるべきであろう。また、3室の貸室の稼働率が37.5%と低いことを考えると、貸室を2室とし、1室を他に転用することも検討すべきであろう。

【意見 9】津久井総合事務所周辺公共施設再整備基本計画について

総論でも示しているが、津久井総合事務所周辺の公共施設の中には、土砂災害警戒区域内等ハザードマップ上に設置されている施設も多い。総合事務所自体も土砂災害警戒区域内に存在し、非常に古い施設で、予定される目標使用年数を超える部分も存在している。それにも関わらず年間の修繕費は 244 千円と必要な費用が必ずしも十分とは言えない可能性がある。単に、長寿命化等だけでなく、ハザードマップ上の近隣の公共施設を安全な場所に統合させる等も検討されたい。

2. 庁舎等(まちづくりセンター等)

【意見 10】リスクのある地域に立地する利用者の少ない施設について

総論でも示しているが、土砂災害警戒区域内等ハザードマップ上に設置されている施設でありながら、1 日当りの利用者が1人か数人程度の施設をそのまま維持することの是非について検討されたい。財政的には全体で 40%の延床面積を削減する必要の中で、少なくとも20%を削減目標にしている以上、利用者にとってリスクとなる施設のあり方はコンパクトシティーの考え方からも改めて検討すべきであろう。

【意見 11】施設の更なる官民連携について

現行では、官民連携は駅舎の利用にとどまっているが、それ以外のショッピングセンター(後述する橋本パスポートセンター等のように)や民間の遊休施設の利用についてもさらに検討されることが望ましい。

3. 公文書館

《結果・意見》

特に指摘すべき事項はない。

4. その他行政系施設

【意見 12】衛生研究所の在り方について

コロナ禍を経て衛生研究所の重要性が増す中であって、建築後 50 年を経過する施設として、相模原市としても長い議論を続けてきていることから、我々が言及すべき点はほとんどないが、議論の中で大学や他の研究機関との連携や合同施設といった発想は考えられないであろうか。有用であれば、参考としていただきたい。

第5 市民文化行政系施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 文化施設

【結果3】指定管理者制度の在り方と津久井合唱館の扱い

維持管理コストの図表でも示したように、文化施設はいずれも指定管理者制度を導入している。指定管理期間はほとんどが2023年度(令和5年度)までであり、指定管理期間においては、中間審査制度も含め原則として毎年モニタリングを実施している。また、2024年度(令和6年度)の指定管理者の新たな選定状況も含め、その概要を以下に示す。

図表5-1 各施設の指定管理の状況

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間	新指定管理者	令和5年度 評価
杜のホールはしもと	公益財団法人相模原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相模原市民文化財団	中間評価 A
男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら	H31～R5	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら	A
勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	H31～R5	日本環境マネジメント(株)	B
城山文化ホール(もみじホール城山)	公益財団法人相模原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相模原市民文化財団	B
津久井合唱館	一般社団法人青根振興協議会	H31～R5	一般社団法人青根振興協議会	B
市民会館	ギオン・アクティオ・コンティグループ	H31～R5	ギオン・アクティオ・コンティグループ	中間評価 B
産業会館	公益財団法人相模原市産業振興財団	H31～R5	公益財団法人相模原市産業振興財団	A

施設名	監査期間の 指定管理者	指定管理 期間	新指定管理者	令和 5 年度 評価
市民・大学交流 センター(ユニコ ムプラザさがみ はら)	公益財団法人相模 原・町田大学地域 コンソーシアム	R4～R9	継続中	B(一部 D)
文化会館(相模 女子大学グリー ンホール)	公益財団法人相模 原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相 模原市民文化財 団	中間評価 A
南市民ホール	公益財団法人相模 原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相 模原市民文化財 団	中間評価 A
小田急相模原 駅文化交流プラ ザ(おださがプ ラザ)	公益財団法人相模 原市民文化財団	H31～R5	公益財団法人相 模原市民文化財 団	中間評価 A

(出所)相模原市の資料より包括外部監査人が作成。

上表によれば、指定管理者のほとんどが相模原市の外郭団体であり、新期間も 1 社を除き、従来の団体が継続して管理を実施しており、ほぼ固定化してしまっている。選定手続自体は適正になされており、公募参加者を増加させるため、「サウンディング型市場調査」を実施し、新規応募者の参入に対する配慮もなされているが、選考の過程では現状維持という固定観念にとらわれず、新たな視点を求める姿勢でないと指定管理者制度が有効に機能しないであろう。もつとアグレッシブに変革を模索すべきである。

更に、津久井合唱館については、①土砂災害警戒区域上及び洪水・浸水の危険区域といった両方のハザードマップ上にあること、②利用者がほとんどおらず、稼働率も 6.3%であること、③指定管理者の財務状況が全体収支、事業収支ともに近年赤字が連続し、これに対し審査委員が重大な懸念を示していることの 3 点を考慮すると、災害対応に強い団体を選定するか、指定管理者制度を廃止して直営で対応し、今後廃止等の対応も検討すべきであったと考える。今後、適切な対応は必要である。

2. 集会施設

【意見 13】集会所の備品について

赤馬老人憩いの家は、1986 年(昭和 61 年)の開設以来、周辺地域住民に集会・コミュニティの場として利用されている。その運営は、赤馬東部自治会、赤馬中通り自治会及び柳馬場

自治会の周辺3自治会と土地・建物使用貸借契約を締結し行われている。3自治会への貸付は無償で行われており、施設利用にかかる光熱水費も利用者負担となっているため、市が負担している費用は建設費と損害保険料である。

監査の過程で、施設を視察したところ、外観的にも建物に緊急の補修が必要と思われる箇所はなく、施設内部には、会議等で使用するテーブルや、食器等が置かれており、それらも整理整頓されていた。しかし、これらは各自治会が所有している備品であり、市が所有している備品ではなく、契約書にも備品の貸出しリストはない。したがって、現状では、市は施設内に置かれている備品は把握できない。

当施設は3自治会が使用する施設であるため、各自治会が個別に又は共同して購入した備品が置かれていると考えられるが、備品の紛失や盗難の可能性もあり、また、施設利用に関係の無い備品等が無断で置かれる可能性もある。施設内に持ち込む備品等については、各自治会と市で情報を共有し、紛失等が発生した場合にも、速やかに対応できる体制の準備が求められる。

【意見14】今後の計画について

集会施設は「図表4-23 各施設の稼働状況」にも示したように稼働率が相当低い。かつて自治会組織が活発に機能していた時代においては、それなりの活用意義はあったであろうが、現在はほとんど利用されていない。総論にも示したようにハザードマップ上に位置する施設も多くある。豪雨の時に、近隣住民が誤って避難して二次災害が発生する危険性も存在する。今後の計画にも示されているように、地元自治会等への譲渡も一案ではあるが、ハザードマップ上にある施設はその旨を十分説明したうえで対応することが望まれる。

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント (各論)

1. 体育館

【結果4】市体育館の今後の在り方について

市体育館は、1957年(昭和32年)事業開始というかなり古い施設でありながら、1日200人余りの利用者が存在し、一定の需要が存在すると考えられる。これについて、「民間資金を活用した施設整備手法の適用」を検討するとしているが、明確な対応がなされていない。その中で当該利用は2024年度(令和6年度)までとされている。このような施設については、PPP/PFIの手法により新たに建築するとともに、地中熱ヒートポンプをはじめとした省エネルギーの運営手法を導入すべきと考える。ちなみに、スポーツ施設をPPP/PFI手法で実施した事例としては、以下のものがあるので、参考にされたい。

図表6-1 スポーツ施設のPPP/PFI事例

管理分類	エリア	事業主体	事業名称	事業方式
都道府県	山口県	山口県	下関地域総合武道館(仮称)整備等事業	PFI
	栃木県	栃木県	総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業(仮称)	PFI
	神奈川県	神奈川県	神奈川県立体育センター等再整備事業	PFI
	新潟県	新潟県	新潟県立武道館(仮称)整備計画	PFI
	東京都	東京都	有明アリーナ管理運営事業	コンセッション
	滋賀県	滋賀県	滋賀県立体育館整備事業	PFI
政令市	愛知県	名古屋市	名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業	PFI
	神奈川県	川崎市	仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業	PFI
	神奈川県	川崎市	スポーツ・文化複合施設整備等事業	PFI
	福岡県	北九州市	北九州市スタジアム整備等PFI事業	PFI
	福岡県	福岡市	福岡市総合体育館(仮称)整備運	PFI

第6 スポーツ・レクリエーション系施設の公共施設マネジメント(各論)

管理分類	エリア	事業主体	事業名称	事業方式
			営事業	
	神奈川県	横浜市	横浜文化体育館再整備事業	PFI
	大阪府	堺市	大浜体育館建替整備運営事業	PFI
特別区	東京都	墨田区	(仮称)墨田区総合体育館建設等事業	PFI
市(人口 20 万人以上)	兵庫県	加古川市	(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業	PFI
	東京都	八王子市	(仮称)八王子市新体育館等整備・運営事業	PFI
	兵庫県	西宮市	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業	PFI
	静岡県	富士市	富士市総合体育館等整備・運営事業	PFI
	兵庫県	川西市	川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業	PFI
	北海道	帯広市	(仮称)帯広市新総合体育館整備運営事業	PFI
	静岡県	袋井市	(仮称)袋井市総合体育館整備・運営事業	PFI
	栃木県	小山市	(仮称)小山市立体育館整備及び運営事業	PFI
	鳥取県	鳥取市	鳥取市民体育館再整備事業	PFI
	石川県	かほく市	(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業	PFI
町村	鹿児島県	大崎町	大崎町スポーツ交流施設整備事業(仮称)	PFI

(出所) https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/kyouiku_bunka.html

【意見 15】けやき体育館の指定管理者について

けやき体育館については障害者のスポーツ文化活動の拠点として長く「社会福祉法人相模原市社会福祉事業団」が指定管理を実施しているが、スポーツの分野(リハビリテーションなら別であるが)としては、必ずしも専門性を有していたようには感じられない。他の全ての体育館が、一括して「総合体育館グループ運営共同事業体」が実施していることを考えると違和感を感じる。パラスポーツの推進や障害者の理解促進の観点からも、今後の選定においては、他

の体育館と一括して応募する形態も検討すべきであり、その際に同事業団においても共同企業体に参加するなど、スポーツ部門と福祉部門が連携することを期待する。

2. プール等

【意見 16】設備の更新について

古淵鵜野森公園屋外プール(以下、「屋外プール」という。)は、1979年(昭和54年)の開設以来、夏季におけるプールの開放の場として地域住民に利用されている。その運営は、他の公の施設とまとめて指定管理者制度を導入しており、その概要は次のとおりである。

図表6-2 古淵鵜野森公園屋外プールの指定管理者の概要

公の施設名	淵野辺公園、相模台公園、古淵鵜野森公園、銀河アリーナ、サーティーフォー相模原球場(相模原市立相模原球場)、大野台南テニスコート
指定管理者	淵野辺公園グループ運営共同企業体 (構成団体:公益財団法人相模原市まち・みどり公社、美津濃株式会社、株式会社パティネレジャー、東海体育指導株式会社)
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日(5年間)

2023年度(令和5年度)の「指定管理者制度導入施設 年度評価シート」には、屋外プールの成果指標と達成度について次のとおり記載されている。

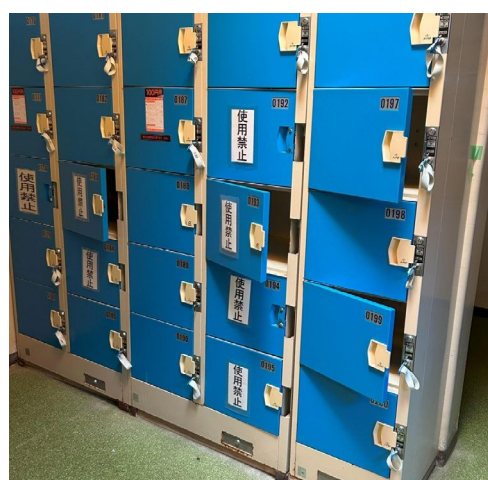
図表6-3 古淵鵜野森公園屋外プールの成果指標と達成度

指標名	屋外水泳プール利用者数(人)				
指標式と指標の説明	【指標の説明】屋外水泳プールにおける年間の利用人数(夏季期間) 【指標式】達成度＝実績人数÷目標人数×100				
項目(単位)	令和元年度	令和2年度 ※	令和3年度 ※	令和4年度	令和5年度
目標値(人)	20,000	6,472 (21,000)	4,304 (21,500)	22,000	22,500
実績値(人)	16,473	5,622	3,652	7,389	18,002
達成度(%)	82.4	86.9	84.9	33.6	80.0
※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設休止の影響を考慮し、施設の開所日数や利用制限を踏まえ、目標値を修正した(令和2年度及び令和3年度における目標値の()内の数値は修正前の目標値)					

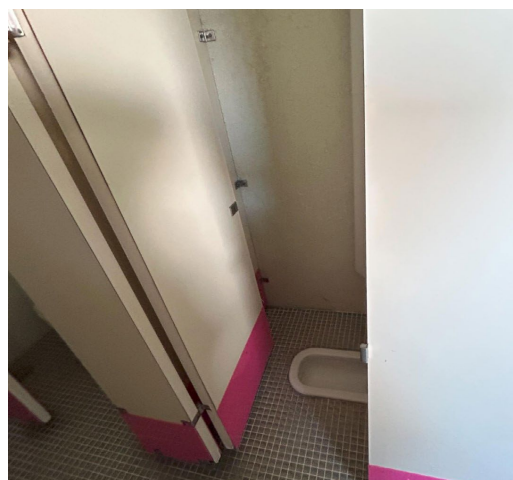
実績値の推移を見ると、2020年度(令和2年度)及び2021年度(令和3年度)は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設休止の影響を大きく受けたが、2023年度(令和5年度)に

については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出る前の水準まで利用者数が回復しており、この点については施設を担当する所管課においても、「施設の老朽化が著しい中、指定管理者での修繕により、施設利用者が快適に利用できる場を提供していることは大いに評価できる」といっている。

しかし、既存の施設状態を前提とする指定管理者制度においては、施設の老朽化は利用者数に大きく影響を与えると考えられ、施設整備の責任を有する相模原市の積極的な改修が期待される。監査の過程で、屋外プールを視察したところ、次の画像のとおり、更新が期待される箇所がいくつかあった。



①鍵がなく使用不可が多いロッカー



②6個中4個が和式の女性用トイレ



③自動洗浄がない男性用トイレ



塗装が剥がれている壁

3. 観光施設・保養施設

【意見 17】施設設備の更新及びその財源について

藤野やまなみ温泉(以下、「やまなみ温泉」という。)は指定管理者制度で運営している観光施設・保養施設であり、相模原市藤野やまなみ温泉の管理に関する協定書(以下、「協定書」という。)及び相模原市藤野やまなみ温泉管理業務仕様書(以下、「仕様書」という。)の概要は次のとおりである。

図表6-4 協定書及び仕様書の概要

協定書名称	相模原市立藤野やまなみ温泉の管理に関する協定書	
所在地	相模原市緑区牧野 4225 番地 1	
指定管理者	藤野やまなみ温泉運営共同事業体	
代表団体	株式会社牧野地域振興協議会	
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日(5 年間)	
指定管理料	年額 1,514 千円(税込み)	
利用料金制	有り	
施設概要	面積	敷地面積 7,372. 06 m ² 延床面積 958.14 m ²
	主な施設	大浴場、露天風呂、サウナ、脱衣所、特別室、大広間、トイレ、駐車場
	休館日	水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
	開館時間	午前 10 時から午後 9 時まで

(出所)相模原市の資料より作成。

代表団体である株式会社牧野地域振興協議会(以下、「協議会」という。)は、やまなみ温泉の管理運営を担うこと等を目的として平成 18 年 9 月に設立された株式会社であり、牧野地域の住民約 100 名が合計 600 万円を出資して株主となり、会社運営を行っている。指定管理者の収入は指定管理料と施設の利用料金であり、支出は施設運営及び会社運営にかかる商品仕入、人件費、販管費等である。

ここで、指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間事業者に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である(法第 244 条の 2)。また、指定管理者制度の導入の背景としては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の縮減を図ることが必要とされているという状況もある。更には、最

近では、老朽化する多くの「公の施設」について、今後発生する大規模修繕や施設自体の更新について、その財源をどのように確保するかについても、検討が必要な時期に来ている。

協定書には、利益の還元について次のように規定されている。

(利益の還元)

第 28 条 指定管理者は、提案書において記載した事項に基づき、やまなみ温泉の管理運営により生じた利益の一部を施設又は利用者に対し還元するものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、やまなみ温泉の管理運営により生じた利益の一部を施設又は利用者へ還元することができる。

協定書には、やまなみ温泉の管理運営により生じた利益の一部を施設に還元するものとされている。一方、2024年(令和6年)3月期の協議会の決算書には約3,000万円の繰越利益剰余金が計上されている。協議会は独立した民間の株式会社であるため、会社を安定して運営する上では、繰越利益剰余金を計上することは当然であるが、協議会はやまなみ温泉の管理運営を担うこと等を目的として設立された法人であり、やまなみ温泉の管理運営以外の事業を行っていないことから、この剰余金はやまなみ温泉の施設を運営した結果生じた剰余金と言える。なお、指定管理者は公益財団法人相模原市まち・みどり公社との共同企業体であるが、その実施主体は協議会であり、かなりの蓄積部分を協議会が保有していることに変わりはない。

やまなみ温泉は、1997年(平成9年)に営業を開始し、約26年経過した2023年(令和5年)7月に3億5千万円を掛けて中規模改修を行った。今後も同程度の規模を維持し続けるためには、定期的な修繕や施設の更新が必要となり、その費用は可能な限り利用料収入を財源とすることが望ましい。しかし、現在の利用料収入では、年間の維持管理費を賄うこともできない。また、指定管理者制度を導入している以上、指定期間が終了すれば、指定管理者の交代も考えられる。仮に、指定管理者が交代となった場合には、協議会の剰余金を施設整備に使うことはできなくなる。

やまなみ温泉は、藤野町立牧野中学校跡地に建設され、中学校廃校後も祭典などを行う地域の中心で地域住民の思い出の強い場所である。このような地域の施設を将来にわたって大切に維持管理するためにも、利用料金の設定や指定管理業務から生じた剰余金の取扱、市への還元方法について、整理することが望まれる。

【結果5】指定管理者制度のあり方と緑の休暇村センターの扱いについて

先の文化施設についても示したが、緑の休暇村センターについては、①土砂災害警戒区域上及び洪水・浸水の危険区域といった両方のハザードマップ上にあること、②利用者がほとんどおらず、稼働率も9.2%であること、③指定管理者の財務状況が全体収支、事業収支ともに毎年赤字であり、これに対し審査委員が重大な懸念を示していること、の3点を考慮すると、

災害対応に強い団体を選定するか、指定管理者制度を廃止して直営で対応し、今後廃止等の対応を検討すべきであったと考える。今後、適切な対応が必要である。

第7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 保健・福祉施設全体

【結果6】固定資産台帳の登録情報について

後述する「子育て支援施設」の【結果8】と同内容である。

① 固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方

2023年度(令和5年度)における保健・福祉施設の維持補修費等から任意にサンプルを抽出した以下の支出内容について、契約書、完了報告書(完成写真等を含む)、所管課へのヒアリング及び、必要に応じた現場視察を実施した。

図表7-1 契約書の概要

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
保健施設	地域保健課	総合保健医療センター(ウェルネスさがみはら)	総合保健医療センター2階事務室 OAフロア化工事	2,486,000
	南生活支援課	南保健福祉センター	相模原市南保健センター消防用設備等保守点検業務	858,000
			相模原市南保健福祉センター排煙窓修繕	638,000
			相模原市南保健福祉センター事務室等改修修繕	2,024,000
老人福祉センター等	津久井高齢・障害者相談課	さがみ湖リフレッシュセンター	2階ホール空調機交換修繕	704,000
			2階ガレリアホール照明交換修繕	292,000
			1階会議室照明交換修繕	200,000
児童相談所	児童相談所総務課	児童相談所	児童相談所改修工事	93,170,000
			児童相談所改修工事変更	320,100
			児童相談所改修工事实施設計	7,700,000

第7 保健・福祉施設の公共施設マネジメント(各論)

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
			児童相談所改修電気設備工事	23,584,000
			児童相談所改修電気設備工事変更	2,404,600
障害福祉施設	高齢・障害者福祉課	障害者支援センター松が丘園	障害者支援センター松が丘園全熱交換機等更新修繕	14,410,000
	陽光園	陽光園	陽光園事務室等空調機修繕	3,498,000
			陽光園和式トイレ洋式化等修繕	1,837,000
その他社会福祉施設	高齢・障害者福祉課	あじさい会館	あじさい会館高圧進相コンデンサ更新修繕	1,133,000
			相模原市立あじさい会館弱電盤卓類修繕	1,595,000
	地域包括ケア推進課	南区地域福祉交流ラウンジ	PAC 室内機ドレンポンプ廻り部品交換	341,000

(出所)相模原市の資料による。

上記のサンプルについて、各所管課からは概ね既存の建物に対する修繕活動であることから、現状固定資産台帳へ登録はしていないと回答を得ている。また、固定資産台帳に登録すべき修繕については、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)によって、内容を検討している旨の回答を得た。総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)の内容は以下の通りである。

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(平成28年5月改訂)

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出(有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出)として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準(修繕費支弁基準)」を内部で策定して事務処理を行うのが適切と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定がありますので、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その際は、その旨を注記します。

② 法人税法上の考え方

また、「法人税法基本通達」第7章第8編の例示は以下の通りである。

図表7-2 法人税法の考え方

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合(移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く)におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用(解体費を含む)の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛り等に要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、砕石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、砕石等を補充するために要した費用の額

抽出したサンプルについて、各所管課の担当者とヒアリングを実施し、担当者の理解力の違いによって、その取扱いが異なってしまうことは市としての統一的な対応が困難になってしまうことが懸念されるため、法人税基本通達の区分基準のうち、「区分が不明な場合」の「②固定資産の取得価額等のおおむね 10%相当額以下である場合」を拠り所に修繕費として取り扱い、固定資産台帳に登録を行っていないように見受けられた。

しかしながら、上記のサンプルの中には、機械整備(空気調和設備、換気設備)、全熱交換機等の更新など、建物に設置されたこれら附属設備を撤去し、新たに設置している更新費用が含まれていることから、資本的支出の定義(固定資産の価値を高め、またはその耐久性が増すこと)に合致する内容であることが判断できる。

この考え方は、今般 2024 年(令和 6 年)12 月に発表された「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の「固定資産台帳の整理・精緻化」の考え方であり、①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位という点からも整合する内容であり、資本的支出として取り扱い、固定資産台帳に建物本体とは別に、附属設備として個別に固定資産台帳へ登録することが適当である。

③ 結論

よって、固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方について、今一度、所管課の理解向上及び、財政課等の周知方法の徹底が必要になることから、改めて財政課と所管課の連携を強化し、2025 年度(令和 7 年度)以降から連携強化を図りながら、「固定資産台帳の整理・精緻化」に取り組んでいくことを期待する。

第8 子育て支援施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 子育て支援施設全体

【結果7】固定資産台帳の登録情報について

① 手続きの概要

2022年度(令和4年度)の相模原市固定資産台帳を入手し、子育て支援施設の登録内容を確認したところ、主に不動産の「土地」、「建物」は登録されているものの、動産の物品等は一部のみの登録となっており、「土地」、「建物」と比べると、その登録数は限られたものであった。

② 根拠

固定資産台帳は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル(2015年(平成27年)1月23日)」に対応して、原則として、すべての保有固定資産について評価・整備することが求められている。

なお、総務省より2016年度(平成28年度)決算から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に沿って財務書類を作成することが要請されており、その当時、例外対応として、「開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる」とされていた(総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(36段落))。

このことから、相模原市固定資産台帳も、耐用年数が異なっている動産(建物附属設備、機械及び装置、工具・器具及び備品等)について、建物一式として固定資産台帳に登録されたものと推察される。

一方、総務省では、2022年(令和4年)8月から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催し、地方公会計情報の評価可能性を向上させるとともに、地方公会計情報の価値を認識した上での活用促進を目指して、統一的な基準の改善の検討を中心に議論してきた。今般、2024年(令和6年)12月に「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」が公表され、その中で固定資産台帳の整理・精緻化が示されており、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載すること。及び、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位を一層徹底することとされており、財務書類の精緻化につなげることを求めている。

その他、公共施設マネジメント等といった管理会計の観点も含めた地方公会計情報の有用性を向上できるように、価額情報と定性データとの分析を可能とするようなデータの持ち方について推奨されている。

図表8-1 総務省の考え方

今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書のポイント

1 地方公会計情報の活用に向けた改善	➤ 一定の整備期間を設け、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備
<p>○ 財務書類の情報充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、資産計上していないものの、住民サービスを提供し、かつ整備費用を負債に計上している所有外管理資産を資産計上することで、その減価償却費も含めた実質的なフルコスト情報の網羅性を一層確保するとともに、貸借対照表上の資産と負債の計上状態のアンバランスを解消し、表示される情報の評価可能性を改善 現状、貸借対照表上で総額のみ表示している地方債の内訳として「臨時財政対策債」を表示することで、制度的位置づけが異なり、財政状況を評価する上で影響の大きい面を明示することができ、表示される情報でのより容易な分析を実現 <p>➡ 財務書類における表示情報が充実することで、情報の評価可能性が改善し、アカウントビリティの観点で地方公会計特有情報の有用性が向上</p>	
<p>○ 固定資産台帳の整理・精緻化</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、法定耐用年数が異なるにもかかわらず建物一式といった記載が許容される「記載単位」について、その原則【①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位】を一層徹底し、資産評価の適正化の観点で財務書類の精緻化につなげる 現状、例示に過ぎない「記載項目」について、「財務書類作成のために必要な項目」を整理することで、財務書類の補助簿としての機能を明確化する 個別施設等の単位で別途保持する施設等単位データ（利用者数、修繕費など）と固定資産台帳上の価格データ等を紐付け連動できる共通のコードとして「施設等コード」を用いたデータの持ち方を提示・推奨し、価額情報と定性データとの分析を可能とする、より効率的・効果的な公共施設マネジメントの実現を促進 <p>➡ 財務書類の精緻化という財務会計の観点に加え、公共施設マネジメント等といった管理会計の観点も含めた地方公会計情報の有用性が向上</p>	
2 地方公会計情報の整備及び活用における効率化	
<p>○ 地方公会計の整備・活用に向けた短期的な効率化策</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属明細書の記入要領の提示や、一部財務書類の簡素化の許容など、効率化策を提示 <p>➡ 地方公共団体における整備等に係る負担を軽減し、活用機会の増加にもつながる財務書類等の早期作成を促進</p>	
<p>○ データ整備における中長期的に目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 「活用を意識した整備環境」を実現する観点でICTを最大限活用したシステムを構築することを目指すべき姿として整理 <p>➡ 活用を見据えたデータ整備を行う環境が普遍化することで、地方公会計情報の活用意識の醸成を期待</p>	

(出所) 出典:総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書のポイント P.2 抜粋(令和6年12月27日)」

③ 結論

上記、総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書のポイント」に示されている、「財務書類の情報充実」及び「固定資産台帳の整理・精緻化」については、各地方公共団体における適切な対応が求められる一方で、所有外管理資産の資産計上に当たっての固定資産台帳の整備やシステムの改修等に相応の時間が必要になることが想定されるため、一定の整備期間を設けることとし、2026年度(令和8年度)決算を対象とした財務書類までに整備することとされている。

よって、相模原市の固定資産台帳についても、2026年度(令和8年度)決算に対応できるように2025年度(令和7年度)から更新など一定のタイミングで建物本体と附属設備を分けて、固定資産台帳へ登録できるように、①現物との照合が可能な単位と、②取替や更新を行う単位の2つの観点から検討を進めるとともに、固定資産台帳への登録をすべきものについて、今一度、所管課の理解向上及び、管財課等の周知方法の徹底が必要になることから、改めて管財課と所管課の連携を強化し、2025年度(令和7年度)以降から連携強化を図りながら、「固定資産台帳の整理・精緻化」に取り組んでいくことを期待する。

【結果8】固定資産台帳の登録情報について

前述の【結果6】と同内容である。

① 固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方

2023年度(令和5年度)における子育て支援施設の維持補修費等から任意にサンプルを抽出した以下の支出内容について、契約書、完了報告書(完成写真等を含む)、所管課へのヒアリング及び、必要に応じた現場視察を実施した。

図表8-2 契約書の概要

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
保育所・ 認定こども園等	保育課	南上溝保育園	南上溝保育園改修工事	85,822,000
			南上溝保育園改修電気設備工事	34,980,000
			南上溝保育園改修機械設備工事	70,719,000
その他子育て支援施設	青少年学習センター	青少年学習センター	相模原市立青少年学習センター舞台照明設備プリセットフェーダ交換修繕	314,600
			相模原市青少年学習センター高圧気中負担開閉器等更新修繕	1,069,200
児童クラブ	こども・若者支援課	弥栄児童クラブ	弥栄児童クラブ空調機修繕	2,189,000
		串川児童クラブ	串川児童クラブ空調機更新修繕	1,859,000
		当麻田児童クラブ	当麻田児童クラブ空調機修繕	1,716,000
		大野児童クラブ	大野児童クラブエアコン修繕	1,694,000
		中央児童クラブ	中央児童クラブ空調機更新修繕	1,628,000
こどもセンター、児童館等	こども・若者支援課	大沼こどもセンター	大沼こどもセンター改修工事	61,446,000
			大沼こどもセンター改修工事変更	1,113,200

第8 子育て支援施設の公共施設マネジメント(各論)

施設分野	所管課	施設	契約内容	税込み金額 (単位:円)
			大沼こどもセンター改修 電気設備工事	34,177,000
			大沼こどもセンター改修 機械設備工事	23,727,000
		上溝南こどもセンター	上溝南こどもセンター外 3施設高圧受電設備等 修繕	3,663,000
		清新こどもセンター		
		並木こどもセンター		
		星が丘こどもセンター		

(出所)相模原市の契約書等より作成

上記のサンプルについて、各所管課からは概ね既存の建物に対する修繕活動であることから、現状固定資産台帳へ登録はしていないと回答を得ている。また、固定資産台帳に登録すべき修繕については、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)によって、内容を検討している旨の回答を得た。

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(40 段落)の内容は以下の通りである。

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(平成 28 年 5 月改訂)

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出(有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出)として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準(修繕費支弁基準)」を内部で策定して事務処理を行うのが適切と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定がありますので、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その際は、その旨を注記します。

また、「法人税基本通達」第7章第8節の例示は以下の通りである。

② 法人税法上の考え方

図表 8-3 法人税法の考え方

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容
資本的支出	定義 固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例 (1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義 通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例 (1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに行つた費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行つた場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行つた場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行つた場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなつたために行う床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床土工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

抽出したサンプルについて、各所管課の担当者とヒアリングを実施し、担当者の理解力の違いによって、その取扱いが異なってしまうことは市としての統一的な対応が困難になってしまうことが懸念されるため、法人税基本通達の区分基準のうち、「区分が不明な場合」の「②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合」を拠り所に修繕費として取り扱い、固定資産台帳に登録を行っていないように見受けられた。

しかしながら、上記のサンプルの中には、太陽光パネルの新規設置、分電盤の更新、キュービクル式高圧受電設備更新、空調機の更新、厨房設備の更新など、建物に設置されたこれら附属設備を撤去し、新たに設置している更新費用が含まれていることから、資本的支出の定義(固定資産の価値を高め、またはその耐久性が増すこと)に合致する内容であることが判断できる。

これは、今般2024年(令和6年)12月に「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の「固定資産台帳の整理・精緻化」の考え方である、①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位という点からも整合する内容であり、資本的支出として取扱い、固定資産台帳に建物本体とは別に、附属設備として個別に固定資産台帳へ登録することが適当である。

③ 結論

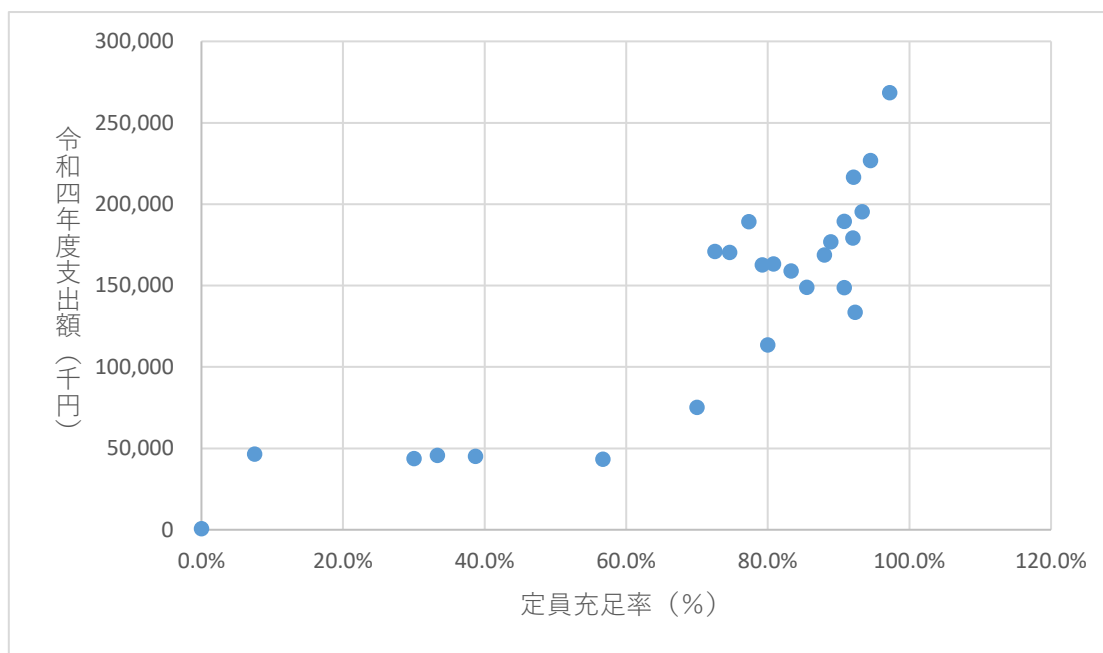
よって、固定資産台帳へ登録すべき資本的支出の考え方について、今一度、所管課の理解向上及び、財政課等の周知方法の徹底が必要になることから、改めて財政課と所管課の連携を強化、2025年度(令和7年度)以降から連携強化を図りながら、「固定資産台帳の整理・精緻化」に取り組んでいくことを期待する。

【意見 18】施設の定員充足率とコスト等の関係について

以下においては、「施設カルテ」のデータを基に、各施設の稼働率とコストの関係を 2022年度(令和4年度)のデータ(令和5年はまだ集計中であった)を示したものが、以下の図である、

① 保育園・認定こども園等(N=25)

図表8-4 定員充足率と支出額の関係



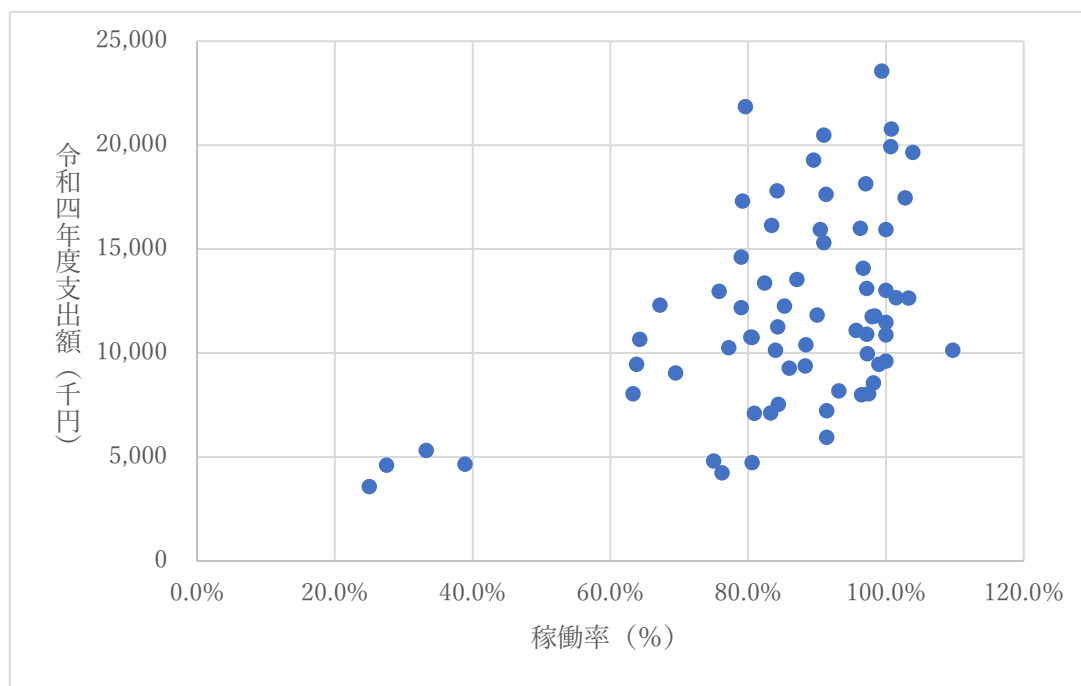
(出所)「施設カルテ」より集計

さすがに子育てに力を入れている相模原市だけあって、定員充足率で100%を超えるものはないが、高い水準で使用されている。但し充足率と支出額との関係は直線的ではなく、指数関数的であろう。この中でも、定員充足率0%は休止施設で、青野原保育園、串川保育園の定員充足率が低い。特に、青野原保育園はハザードマップ上にあることから、統合移転等の検討も必要であろう。なお、ふじのこども園は2023年(令和5年)4月開園なので、定員充足率は極端に低いが今後の伸びを期待したい。また、定員充足率の高い施設

も、人口構成の変化に柔軟に対応できるよう定員を調整する等今後検討することも必要であらう。

② 児童クラブ(N=68)

図表 8-5 稼働率と支出額の関係



(出所)「施設カルテ」より集計

稼働率が100%を超えるものも多く見られるが、千木良児童クラブ、桂北児童クラブ、藤野南児童クラブのいずれもハザードマップ上にある施設と、根小屋児童クラブが極端に稼働率が低いグループを形成している。3施設はハザードマップ上にあることもあり存続等の可否を検討する必要がある。

【結果9】こどもセンター、児童館、放課後子ども教室の在り方について

① 貸室稼働率の表示について

「公共施設カルテ」に記載している当該事項については、「施設の利用状況のうち、施設内貸室数、年間総貸室可能コマ数、年間総貸出利用コマ数及び貸室稼働率については、子どもが使用しない時間帯など、施設運営上支障の無い範囲において、子ども会や自治会等に貸出をしているものであり、参考として掲載」と注意書きはあるものの、2022年度(令和4年度)の「貸室稼働率」を0.0%(全く使用されていない)と記載している施設が13施設存在しており、記載の意図が不明である。未使用であれば廃止すればいいし、他に転用可能

であればその実質的稼働率を開示して、利用価値を判断すべきであろう。数字の持つ意図を明確にして、報告すべきである。

② 放課後子ども教室の施設のあり方について

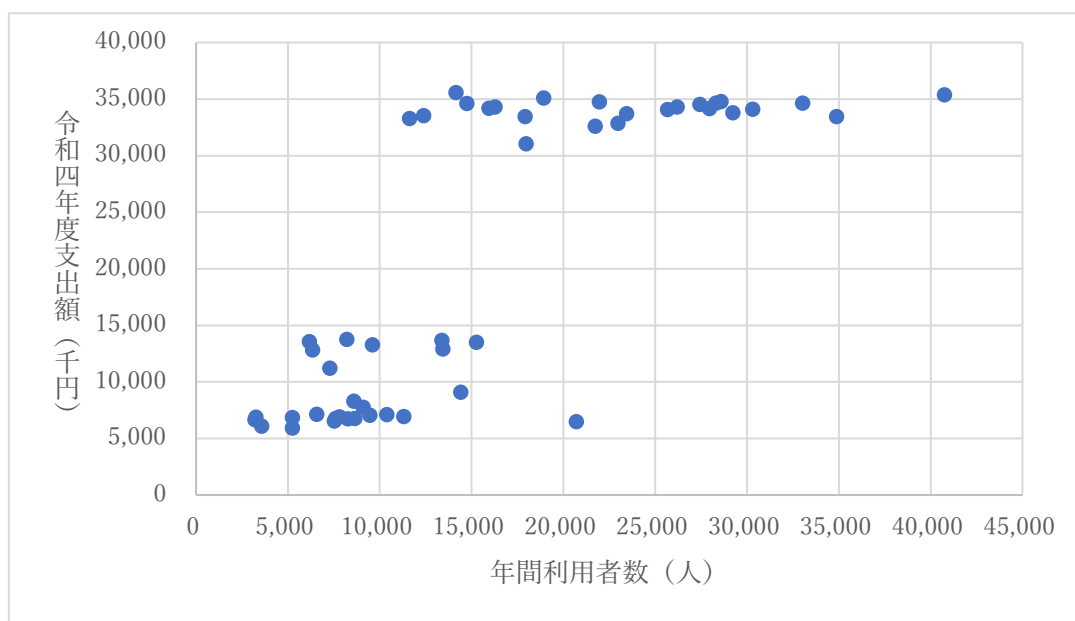
以下については、「公共施設の保全・利活用基本指針」(平成 25 年 10 月)についても言及されている点ではあるが、いずれも RC 構造とは言え、「根小屋小学校 1981 年(昭和 56 年)建築」、「中央小学校 1976 年(昭和 51 年)建築」、「谷口台小学校 1968 年(昭和 43 年)建築」は、かなり古い施設である。小学校を利用した放課後子ども教室自体は当時の発想としてはよく行われていたものではあるが、現在ではその役割は民間の福祉施設が役割を果たしている地域もあり、そこではロボット制作や e-スポーツなどを取り入れた新たな仕組みを導入しているところもある。今後の維持管理コスト等を考慮すると民間団体ができるところはそちらに譲るという考えもあるであろう。

③ 木造老朽施設への対応について

複合施設ではなく、昭和の時代に建築された木造施設が 10 施設存在する。その中でも最も古いものは 1968 年(昭和 43 年)建築の幸町児童館であった。総論でも示したように木造であるから必ずしも否定するものではなく、耐久性のある建築上も利用上も安心感を与えるものであれば問題はないが、単に老朽化が進んでいるものについては、学校区内の配置状況の重なり状況を考慮して更新を検討すべきであろう。ちなみに、幸町児童館の貸室稼働率は 98.6%と高いものであり、地域の利用価値は高いのであろう。

④ 利用者数と支出額との関係 (N=50)

図表 8-6 利用者数と支出額の関係



(出所)「施設カルテ」より集計。

(注)東林間児童館は年間利用者数が記載されていなかったため除外している。

相模原市でも従来から認識している点ではあるが、当該施設は二極分化している。一方の高価格帯では、年間利用者数に関わらず支出額が固定化しており、支出構造が固定化している。同一の支出にも関わらず利用者が4倍異なるものもあり、支出構造を変動化させるとか、民間活力に切り替えることも考えられる。

一方、低価格帯は様々である。この中で、先に示した老朽施設ではあるが、「中央小学校放課後子ども教室」は低コストで2万人以上の利用者があり、効率性という点では最も優れている。

第9 医療施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 診療所

《結果・意見》

妥当な計画であり、特に指摘すべき事項はないが、医師の確保を適切に継続されたい。

2. メディカルセンター等

《結果・意見》

特に指摘すべき事項はない。

第 10 市営斎場の公共施設マネジメント(各論)

1. 市営斎場

【意見 19】建物の老朽化対応について

市営斎場の建物及び敷地内を視察したところ、建物の経年劣化が原因と考えられる破損及び不具合が生じている箇所が複数見受けられた。

市営斎場は、1992 年(平成 4 年)10 月の共用開始から 30 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。そのため、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、建築物等の機能・性能を新築時の状態に戻すことに加え、新たなニーズに沿った改修を実施する予定である。この改修工事は、2027 年度(令和 9 年度)から 2030 年度(令和 12 年度)の実施を予定しており、現場工事については、2028 年度(令和 10 年度)からの実施を想定している。したがって、視察にて見受けられた破損・不具合箇所を含め、現状の要修繕箇所は当該改修工事の際に概ね処置されると考えられる。

ただし、一部の破損・不具合箇所については、コンクリートの損壊が進行中であり、また、雨漏りについては原因箇所が不明のため、上記改修工事が始まる前に斎場運営に支障を及ぼすような問題が起きないとも限らない。その場合には、如何に改修工事が迫っているとはいえ、緊急の修繕等対応が必要となることは認識しておく必要がある。

【意見 20】市営斎場の追加事業について

高齢化に加えて、コロナ禍の影響もあり、どの公営斎場も稼働率が高い状態となっている。そのため、ご遺体を火葬に付すまで 2 週間待ちといった地域も生じている。このような中で、民間施設で冷凍保存する施設も増加している。

このような状況に対し、市営斎場の附属施設として冷凍保存できる施設を設置できれば、斎場で生じた熱エネルギーを変換して冷凍のための電力に変更できるとともに、ご遺体を比較的安価で保存できる可能性も生じる。高齢化に伴い、火葬件数の増加が見込まれる中で検討していただきたい事項である。

さらに、宿泊業資格の問題はあるが、ご遺体とともに斎場で一晩過ごしたいというニーズもある。これに対し、休憩施設の拡張により一定の宿泊が可能であるとより望ましいと考える。

【結果 10】残骨灰からの貴金属の処理について

① 問題の所在

ご遺体を火葬した場合、残骨灰に金、銀等の貴金属が含まれている場合がある。特に携帯電話などを合葬すると更にレアアースも抽出される場合がある。その一方で、ダイオキシ

ン・六価クロム・カドミウム・鉛・砒素等人の害となる物質が抽出されるリスクも存在する。そこで、残骨灰に含まれるものが有価物である場合、これらのものの所有権の考え方をどのようにとらえるのか、その処理をどのようにするのか、有価物としての価値は誰に帰属するのかが問題となる。これに対しては、地方公共団体では処理がまちまちであり、近時衆議院でも質問の対象となっている。

② 相模原市の対応

これに対し、相模原市では、ご遺族の悲しみや宗教的意味を考え、有価物を市有財産として売却する行為はしていないと回答している。しかし、当該有価物を、説明してご遺族にお返ししているわけではなく、実際には残骨灰に含まれるものが有価物として、指定管理者の処理に任せているのが実情である。一方、指定管理者との協定書では、有害物も含めて廃棄物として適正に処理することを任せているだけで、実際にはこれを貴金属として指定管理者が売却し自己の収入としても管理していない状況である。

③ 判例や政府の考え方

「残骨灰」の定義は、古くは 1910 年(明治 43 年)10 月の「大審院判例」により、火葬場で茶毘(ダビ)に伏され、地方における慣習に応じた「骨あげ(拾骨)」を行い「骨壺」などに納めた以外については、遺骨ではなく「他の砂塵と等しく是を遺棄し、又は、みだりに領得するも刑法第 190 条の犯罪を構成するべきにもあらず…」とされている。収骨前は遺族に所有権があるとしたものの、収骨後は市町村に所有権が移ることが前提となっている。この判例により「残骨灰」の扱いは、現状『不用品若しくは廃棄物(一般廃棄物)として処分することができる』とされ、現在に至っているが、では「一般廃棄物」と決めつけてしまいいいかといえ、その後の「廃棄物処理法」及び「産業廃棄物処理法」が制定されたことに関連して、厚生労働省では、「残骨灰」は基本的には「一般廃棄物」ではあるが、遺族の心情を汲み取り「墓地埋葬に関する法律」に準じた扱い(納骨)が望ましいとの見解から、現実問題では本業務を扱う業者は、供養→納骨をするか、売り払うか、保存するか様々となっている。

つまり、厚労省からの通達内容によれば、「宗教的感情の対象として取り扱うか否か」は、「地方自治体」ごとの責任と判断に委ねられていることもあってか、「残骨灰を売り払う」自治体もあれば、「有害物質の除去など、適正に処理を行った後に、残骨を同市内に埋蔵ができる事業者を選定している」自治体もあるなど、統一性がない状況となっている。具体的には、現在、自治体が残骨灰の処理をどの様に委託しているかについては、主として「0 円、1 円入札」(以下、「低額入札」という)、「売払い」、「地金返却」、「自治体が委託費を支払い処理」(以下、「委託費」という)といった方法が取られているようである。ここで、「低額入札」とは、適正な処理をするための委託(処理)費が全く(ほぼ)支払われておらず、分別後に回収される有価物で処理費を相殺する方法を言う。「売払い」自治体が直接事業者に値段をつけさせ、入札により売却する方法を言う。「地金返却」とは、分別後の有価金属のみ、地

方公共団体にへ返却する方法であり、遺族に返却するわけではない。「その他」としては、納骨堂への保管、自治体自らが保管する場合もあるようである。

④ 地方公共団体の対応

東京都においては、指定管理者である公益財団法人東京都公園協会が回収し、売却した代金は東京都の歳入になるとのことである、また、京都市は、最近「残骨灰(ざんこつばい)」から金や銀などの貴金属を抽出して換金し、年間約1億2千万円の収入を見込むこととした。

具体的には、毎日約50件の火葬を取り扱っている京都市中央斎場(京都市山科区)を有する京都市では、「中央斎場」の敷地内で袋に入れた残骨灰を保管してきた。1989年度(平成元年度)に1万640件だった火葬件数は、10年度には1万3,865件、2019年度(令和元年度)に1万6,764件、2021年度(令和3年度)には1万8,747件と増加の一途をたどり、2022年度(令和4年度)末には保管場所が満杯になることから、京都市は収蔵場所確保のため、残骨灰を細かく粉碎して圧縮するほか、抽出した金属を精錬して売却することを決めたとのことである。

⑤ 今後の対応

今後の対応としては、明確に貴金属が含まれているものは遺族に返還の余地はあるものの、「残骨灰」として処理できるものは、指定管理者に処理を任せるにしても、その売却価値は明確に相模原市の歳入とすることが必要である。現在の処理は一見すると宗教的配慮をしているように見えるが、実際は指定管理者の利得となっている懸念があるからである。

第11 市営住宅等の公共施設マネジメント(各論)

1. 市営住宅

【意見 21】残置物への対応について

市営住宅からの退去に伴う残置物は、長期間放置されると、住宅の衛生面や避難路の確保など、住宅環境の維持保全に悪影響を及ぼすおそれがある。何より、残置物がある期間は、次の利用者が入居できず、それにより市営住宅を利用しようとしている市民にも少なからずマイナスの影響がある。現在、市では、このような住宅が 35 戸(令和 6 年 10 月現在)確認されている。

国土交通省は、2017 年(平成 29 年)1 月 25 日に全国の都道府県の公営住宅担当者に對し、「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」と題する通知を發出し、地方公共団体による残置物の速やかな移動、保管、処分を促しているが、市は単身入居者死亡時の対応も含めた残置物についての具体的な対応方針を策定していない。市における高齢化の進展を踏まえ、市営住宅の単身入居者が家財道具等を残したまま死亡するケースは今後も増える可能性がある。これらの事案に備え、特に相続人が特定できない場合に、公営住宅に残置された家財道具等について、財産権を侵害しないよう留意しつつ、公営住宅法や民法の規定に則った上で、残置物の確認、移動、保管などを行うべく、残置物の取り扱いに係る処理要領等を策定し、住宅環境の維持保全に努めつつ、市営住宅を有効に活用する必要がある。

【結果 11】ハザードマップ上の市営住宅への対応について

総論でも示したが、ハザードマップ(土砂災害警戒区域)上に、小網第 1 団地(7 戸)、佐野川住宅(3 戸)、沢井住宅(3 戸)が存在する。入居者の安全、安心な生活がまず優先されるべきものであり、入居者の住替えや、周辺の地盤改良等の措置について早急に検討すべきである。

2. あじさい住宅

【意見 22】あじさい住宅返還前の空き部屋の有効活用について

相模原市は、今後の市営住宅の更新計画の中で、借上住宅については新規の借り上げを行わず、契約期限である 30 年が経ったものから順次、オーナーに返還していく予定である。

返還期限に到達した場合、その時点の入居者については他の市営住宅等に転居してもらい、期限到達と同時にオーナーに返還が行われる。そのため、返還期限の 5 年前からは新規の入居者を募集しないこととし、期限到達時の入居者をなるべく減らす措置を取っている。

一方、その 5 年間に入居者が退去し、空き室になった場合でも、市はオーナーに対し、返還期限まで賃料を払い続ける契約になっている。したがって、その 5 年間に空室化した住居は遊休化してしまうこととなる。実際には、返還期限の 5 年前から空室化してしまうケースはそれほど多くはないとのことだが、可能限り有効に活用することが望ましい。

現在のところ、市では、ウクライナからの避難民や DV 被害者の避難場所として、この遊休しているあじさい住宅を活用した実績が 5 件ある。あじさい住宅の設置は、1993 年度(平成 5 年度)から 14 年であるため、2024 年度(令和 6 年度)以降、返還期限の 5 年前に到達するあじさい住宅が増加していくため、引き続き、市としても活用していくことを進められたい。

【結果 12】ハザードマップ上のあじさい住宅への対応について

総論でも示したが、ハザードマップ(土砂災害警戒区域)上に、あじさい住宅上溝東(18 戸)、ハザードマップ(洪水、浸水)上にあじさい住宅古淵(14 戸)が存在する。入居者の安全、安心な生活がまず優先されるべきものであり、入居者の住替えや、周辺の地盤改良等の措置について早急に検討すべきである。

第 12 資源循環系施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 廃棄物処理施設

【結果 13】要修繕箇所への対応について

今般の監査では、北清掃工場とこれに併設する粗大ごみ処理施設の施設維持管理にかかる委託契約の一部について、委託事業者が提出した完了報告書等を閲覧し、異常な報告等がないかを検討した。施設維持管理にかかる委託契約の内容は、概ね施設及び設備、機器等の保守点検業務であるが、完了報告書には、部品等の交換を推奨する指摘や軽微な摩耗及び変形を報告するものが多く見られた。これらの指摘等については、2024 年度(令和 6 年度)以降、順次検討し対応されている。

一方、電気設備保守点検業務委託では、以下のような指摘がなされている。

総合所見
<p>2023 年 5 月 17 日～19 日に非常用発電装置の 12 か月点検、5 月 21 日に受配電設備の停電作業に伴う発電機実負荷運転立会いを実施しましたので、以下にご報告します。</p> <p>1. 普通点検結果</p> <p>(略)</p> <p>(3) ディーゼルエンジン</p> <p>(略)</p> <p>⑦ <u>冷却配水管が著しく腐食しているため、配管の破孔による水漏れの発生が懸念される状態ですので、早急に部品交換を実施願います。</u></p> <p><u>尚、既に供給が終了している部品が使用されているため、交換不能な配管があります。</u></p> <p>(略)</p>

上記の点については、2024 年度(令和 6 年度)においても未対応となっている。修繕又は更新する場合には配管そのものの交換を要するため、小規模な工事だけでは対応できず、加えて、指摘に記載があるように一部供給が終了している部品も関係していることから修繕に準備を要するためである。しかし、本指摘は非常用自家発電設備に関するものであるため、これが非常時に機能しない事態は避けなければならない。修繕又は更新も大がかりな工事となる可能性があるが、早急に対応することを検討されたい。

2. その他資源循環系施設

《結果・意見》

特に指摘すべき問題はない。

第 13 その他施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 自転車駐車場

【意見 23】自転車駐車場の修繕について

今般の監査では、相武台前駅北口自転車駐車場を視察した。当該施設は、1979 年度(昭和 54 年度)から 1992 年度(平成 4 年度)にかけて整備されたものであり、老朽化は随所に見られる状況である。設備については、市が都度修繕し保全してきたことから利用状況に影響を与えるような大きな不具合は見当たらなかったが、駐輪場の屋根部分の雨漏りが非常に激しいとのことであった。

所管課ではこの点について、2024 年度(令和 6 年度)に修繕することを既に検討済みであり、確実に実行されることを期待する。

一方、自転車駐車場の修繕や長寿命化については、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」の基本方針に沿って実施され、現状では自転車駐車場独自の計画等は策定されていない。そのため、雨漏りのような問題が認識された後の対応で設備を保全していくことになるが、この方法では小規模とはいえ被害が発生してから初動となる。このような状況を防止するためにも向こう数年程度の修繕計画の立案は必要であるので、検討されたい。

なお、指定管理者との関係では、通常協定書によれば、一定の軽微な修理は指定管理者の責任で行うのが通常であり、当該修繕が本来、どちらの責任で行うべきものかを確認する必要がある。

【意見 24】受益者負担と利用者還元策について

本意見は、自転車駐車場と自動車駐車場の双方に当てはまることであるが、重複しての記載となるため、自転車駐車場の項のみに記載することとする。

次に示すのは、自転車駐車場及び自動車駐車場それぞれの「指定管理者制度導入施設年度評価シート」に記載されている施設(※すなわち指定管理者)の収支概要(2021 年度(令和 3 年度)～2023 年度(令和 5 年度))である。

図表13-1 自転車駐車場の直近3年間の収支状況

(単位:千円)

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入 (a)	393,077	407,116	492,508
指定管理料 ※	370,656	370,656	-
利用料金収入	22,421	23,850	490,108
その他の収入	-	12,610	2,400
支出 (b)	395,042	404,231	467,710

第 13 その他施設の公共施設マネジメント(各論)

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人件費	107,211	108,468	112,898
	施設管理経費	260,371	264,311	271,027
	本社管理経費	26,737	30,811	34,253
	その他の支出	723	641	258
	納付金	-	-	49,274
本体事業収支 (c)=(a)-(b)		▲ 1,965	2,885	24,798
自主事業収入 (d)		5,774	6,926	7,299
自主事業支出 (e)		3,468	3,579	4,658
自主事業収支 (f)=(d)-(e)		2,306	3,347	2,641
全体収支 (c)+(f)		341	6,232	27,439

※ 2023 年度(令和 5 年度)より利用料金制に変更している。

図表13-2 自動車駐車場の直近3年間の収支状況

(単位:千円)

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入 (a)		343,253	368,586	840,647
	指定管理料 ※	305,751	313,016	-
	利用料金収入	36,416	36,100	825,647
	その他の収入	1,086	19,470	15,000
支出 (b)		328,293	342,205	830,013
	人件費	138,753	132,703	129,839
	施設管理経費	157,946	177,657	191,639
	本社管理経費	30,000	31,355	36,000
	その他の支出	1,594	490	-
	納付金	-	-	472,535
本体事業収支 (c)=(a)-(b)		14,960	26,381	10,634
自主事業収入 (d)		2,825	2,777	18,794
自主事業支出 (e)		709	644	3,715
自主事業収支 (f)=(d)-(e)		2,116	2,133	15,079
全体収支 (c)+(f)		17,076	28,514	25,713

※ 2023 年度(令和 5 年度)より利用料金制に変更している。

2023 年度(令和 5 年度)より、自転車駐車場及び自動車駐車場いずれも利用料金制を採用することとなり、市からの指定管理料収入はなくなっている。また、2021 年度(令和 3 年度)及び 2022 年度(令和 4 年度)においては新型コロナウイルス感染症の影響により利用状況にもマイナスの影響があったが、2023 年度(令和 5 年)からはその影響が弱まり、指定管理者の運営努力と相まって収入は大きく増加した。この中で、自転車駐車場及び自動車駐車場の支出欄には、「納付金」という項目がある。当該項目は、指定管理者が得た利益のうち一定割合を市に納付するときに用いる費目である。2023 年度(令和 5 年度)においては、自転車駐車場及び自動車駐車場それぞれ 49 百万円及び 472 百万円となっており、非常に多額の金額を納付している。これについては、いずれも協定に基づき利益の有無にかかわらず毎年決ま

った納付金を相模原市に納付するが、自転車駐車場では、利益の 50%を、自動車駐車場では利益の 80%を追加納付する制度となっている。

これらの状況は、少なくとも収支の上では、指定管理者の施設運営の適切さを証するものである。他方、大きな黒字が達成されることは利用者から料金を取り過ぎているということでもある。確かに黒字額の一部については、納付金という形で相模原市に納付されるものであるが、この納付金は自転車駐車場部分は一般財源として、自動車駐車場部分は特定財源として処理される。受益者負担の考え方からは、一般財源等として処理されるより、利用者還元されて然るべきという考え方もある。

相模原市では、市が提供する行政サービスの性質に応じた受益と負担をより適正な関係とするため、サービスを受ける方(受益者)の負担の基準をより明確化した「受益者負担の在り方の基本方針」(以下「基本方針」という。)を 2012 年(平成 24 年)12 月に策定している。この基本方針の中で、利用料金については、「施設の維持管理費を受益者負担の対象経費とする。(施設の維持管理に係る職員の人件費を含む。)※施設整備費、用地費等は含まない。」とされており、受益者のランニングコスト負担割合は最高でも 100%ということになる。

しかし、「施設使用料・利用料金のコスト等の状況(一覧表)」(2018 年度(平成 30 年度)～2020 年度(令和 2 年度))によると、個々の自転車駐車場にかかる「年間収入」÷「受益者に負担を求める費用」の数値は、14 施設中 12 施設で 100%を超えている。

市の見解では、「受益者に負担を求める費用」には市が実施する大規模な修繕費用が含まれていない可能性があること、また近隣の民間事業者が運営する自転車駐車場や自動車駐車場の金額を下回る料金設定は、民間事業者の経営を圧迫する可能性があるため、市が運営する以上難しいとのことであった。

このような市の見解については、一定斟酌すべき点があると思われる。一方で、本来負担すべき額以上の料金を負担している利用者には何らかの還元があつて然るべきである。料金の値下げについては、近隣の民間事業者が運営する自転車駐車場や自動車駐車場の動向を見ながら決定するとして、それ以外に設備等の充実や修繕費を指定管理者に負担してもらう基準を見直すなど、可能な範囲の利用者還元策を検討されたい。

2. 自動車駐車場

《結果・意見》

「1. 自転車駐車場」に記載した内容と同趣旨のため、省略する。

第 14 消防施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 消防署所

【結果 14】消防力整備計画の取組状況

「消防力の整備指針」(平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第一号)の第 1 条には以下のよう
に記載されている。

(趣旨)

第一条 この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、
災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域におけ
る消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする。
2 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を
整備するものとする。

これを受け、相模原市では、市民の生命、身体及び財産を火災や事故等の災害から守るた
め、消防署所の整備や消防部隊の配置、救急需要増加等への対策、火災予防体制の充実、
消防通信の高度化など消防力を強化することを目的として、「第 3 次相模原市消防力整備計
画」(令和 2 年度～令和 9 年度)(以下「消防力整備計画」という。)を策定し、取り組んでいる
ところである。

相模原市は、消防力整備計画において次のような基本理念を掲げ、さらにその下で 14 の
取り組みを実行するとしている。

基本理念① 大規模かつ複雑多様化する災害への対応

首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発
生を始め、テロ災害や国民保護法制の対応等、大規模かつ複雑多様化する災害
に対応するための消防体制の充実強化を図ります。

基本理念② 増加傾向にある救急需要への対応

今後の人口減少においても、進行する超高齢化を見据え、将来の救急需要に適
切に対応するための救急体制の充実強化を図ります。

基本理念③ 更なる地域防災力の向上

消防団機能の充実を始め、関係機関や地域の自主防災組織等との相互連携を
深め、更なる地域防災力の向上を図ります。

14 の取り組みの中で、消防施設のマネジメントに関係することとして、「①消防署所の整備・
配置」が挙げられている。その内容は次のとおりである。

《取組 1 消防署所の整備・配置》

(課題等)

- 消防活動を実施するには、消防用自動車等とそれを運用するための消防職員を常時配置するための消防署所が必要であり、消防署所は消防力の根幹をなす最も重要な施設の一つです。
- 老朽化した消防署所を再整備するとともに、災害の発生分布、消防部隊の現場到着時間、将来の人口推計、救急需要増加、都市基盤の整備状況等を勘案し、必要な消防部隊を配置することができる消防署所の移転整備等が必要です。

(取組内容)

旧計画の未着手事業について、財政や都市基盤の整備状況などを勘案し、諸課題が整理されたものから、順次整備を進めていきます。また、必要に応じて既存施設を改修するとともに、北消防署の移転整備等や消防指令センターの在り方について検討します。なお、整備に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」との整合を図りながら検討を進めていきます。

【今後整備が必要な市街地の消防署所】

- 東林分署の再整備
- (仮称)麻溝台・相武台分署の新設(統合)
- (仮称)当麻又は麻溝分署の新設

救急隊の到着時間や救急需要、さらには、「圏央道相模原愛川インターチェンジ」周辺の「当麻地区土地区画整理事業」の整備状況を勘案し、新たな分署を配置します。

●(仮称)中野又は串川分署の新設(救急隊派出所を再整備)

津久井地域における市街地(人口集中地区)である中野地域周辺と串川地域の消防力を強化するため、現在の救急隊派出所から消防隊を増強した分署として、新たに整備します。

【今後整備が必要な市街地以外の消防署所】

- 津久井消防署の再整備
- 鳥屋分署の再整備

監査実施期間である 2024 年(令和 6 年)11 月時点では、上記の 6 つの具体的取組内容のうち、「東林分署の再整備」、「(仮称)麻溝台・相武台分署の新設(統合)」、「津久井消防署の再整備」、「鳥屋分署の再整備」については、既に着手され、あるいは着手に向けて検討を開始している状況である。

他方、「(仮称)当麻又は麻溝分署の新設」及び「(仮称)中野又は串川分署の新設(救急隊

派出所を再整備)」については、未だ具体的な検討を行っていない状況である。これは、この 2 施設について、都市基盤の整備に応じた土地の確保や施設の仕様、他施設との調整等を検討する必要があることから新設の方針等が決定できないでいるためである。2027 年度(令和 9 年度)には改めて消防整備計画を見直すこととなるため、それまでには次期計画に具体化の形を示せるように準備を進められたい。

【意見 25】照明にかかる光熱水費削減と長寿命化について

今般の監査における消防施設に対する視察は、相模原消防署及び麻溝台分署について実施した。

両施設は設置から 50 年を超えているが、耐震化も行われており、建物そのものの極端な劣化が感じられるような状況ではなかった。

一方、種々の設備、特に照明関係については、故障しているがそのまま放置しているものなどが複数見受けられた。この点、照明関係の設備は、一つが稼働していなくてもその他の稼働しているもので補うことが可能であり、修理の緊急性が低いということ、加えて、2024 年度(令和 6 年度)以降順次蛍光灯から LED に移行することを検討していることによりそのような対応をしていると考えられる。

消防施設は 24 時間稼働している施設であり、公共施設の中でも特に電気にかかるコストが大きいと考えられる施設である。照明設備の LED 化については、早期に行い、また同時に破損個所の更新も行う必要がある。

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

1. 都市公園等

【結果 15】都市計画の見直しと人口 1 人当たり都市公園量

① はじめに

コロナ禍前の報告書であるため、現在では多少の修正を余儀なくされる部分はあるかと思うが、2016 年(平成 28 年)5 月に国土交通省は、「新たなステージに向けた 緑とオープンスペース政策の展開について(新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ)」が示されている。

ここで、引用された 1933 年(昭和 8 年)東京都市計画報告の言葉として、「公園は都市の窓であり、市民の肺である。そして又都市の品位美観を保持するのみでなく、繁劇なる市民の保健休養の源泉として歛(か)くべからざるオアシスでもある」と示されている。「緑が水を守り、水が緑を守る」という意味を込め、「水と豊かな自然に恵まれ、市民の心が潤いに満ちた活気あふれるまち」として 2010 年度(平成 22 年度)以降用いている『潤水都市 さがみはら』を示す言葉として、戦前の認識であるが、コロナ禍を経た現在でも十分通用する意識であろう。

さらに当該文書によれば、諸外国では、都市の課題解決や、より住みやすく魅力的な都市に向けた計画の中で、緑とオープンスペースが重要な役割を担う動きが各所で進んでいる。例えば、アメリカのヤングスタウン市や、ドイツのライプツィヒ市では、人口減少に伴う空地・空家の発生等の課題に対応し、より魅力ある都市へと再構築する計画の中で、空地等の緑地化、ネットワーク形成による緑豊かな都市への転換を計画している。また、アメリカのニューヨーク市では、都市の中心部に位置する大規模な都市公園の再整備による魅力の向上のみならず、市民の健康増進のため、全てのニューヨーク市民が住宅から 10 分以内に公園に行けるようにすることを目標として掲げ、身近な都市公園の整備を計画的に推進し始めた。フランスのパリ市では、パリ北西部の鉄道と直結した物流拠点だったエリアを、大規模な公園を中心に、公共施設用地、ミクストユース(居住・業務)等に再開発し、自然豊かな空間を創出する事業を計画している。このように、海外では都市全体の計画の中での緑とオープンスペースの価値が高まっている。

② 問題の所在

上記に示した国土交通省の文書の間とりまとめによれば、1971 年(昭和 46 年)の都市公園等緊急整備措置法以降、都市公園等整備面積は着実に増加し、2013 年度(平成 25 年度)末現在(今から 10 年前ではあるが)、全国で 10 万箇所(約 12 万 ha)が供用されるとされ、2012 年度(平成 24 年度)末に一人当たり都市公園等面積約 10 m²/人を達成するなど一定のストックが蓄積されているという。その一方で、人口が集中している市街化区域、

DID 区域(人口集中地区:市区町村の区域内で人口密度が 4,000 人/k m²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区をいう。)区域の一人当たり都市公園等面積は依然として低い水準であるとして以下の表を示している。

図表 15-1 都市規模別都市公園等整備水準(H25 年度末)

人口規模	1 人当たり都市公園等面積 (m ² /人)		
	都市計画区域	市街化区域	DID 区域
100 万人以上	6.0	5.3	4.9
50 万人以上	8.4	6.4	5.3
30 万人以上	9.6	6.5	5.7
20 万人以上	9.7	6.9	5.8
10 万人以上	10.3	7.1	5.9
10 万人未満	14.4	9.9	7.4
合計	10.0	6.9	5.7

(出所)国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園データベース」

上記データに対し、相模原市の最新のデータ 2024 年(令和 6 年)3 月のデータを当てはめてみると、都市公園等 3,609,100 m²に対し、人口 723,435 人として、5.0 m²/人という非常に小さい数値となっている。もちろん、他の県立の都市公園等の寄与を考慮するとこれをそのまま鵜呑みにして絶対量が足りないということとはできないことは了解できるが、不足していることは事実であろう。

一方、先に述べたように様々な理由はあるが、長期未着手都市公園が多く存在する。

さらに、これも先に述べたようになかなか長寿命化の効果が得られない都市公園において、老朽化に対する財源の絶対額が不足している。

つまり、あちらを立てればこちらが立たずというトレードオフの関係となっている。

③ 対応

都市公園の現地を視察する限り、遊具の点検、落下する危険のある樹木の伐採等一定の管理は進んでいる。しかし、壊れたままの時計や、日光を妨げたままに放置されている通路近くの樹木などまだまだ課題が多い。樹木点検を見る限り、比較的適正に行われているように思われるが、樹木医の診断を要する部分も必要かもしれない。さらに、後述する意見等も課題であろう。作業のための人件費の削減のため、シルバー人材センター等を活用しているとされるが、昼頃事務所を訪れても誰もいないように見え、中に入ると昼寝をしていた等細かい質の面で課題は多い。その点は、指定管理者へのモニタリングの甘さにもみられる。目先の利用者数、イベント数だけでなく、新たな試みを引き出すようなモニタリングが必要なのではないかと考える。さらに、一定の範囲は、都市公園の中でもサンクチュアリとして残しておく、

全体の管理コストを削減しつつ、将来の世代に伝える方法も考えられるであろう。それにより、生物多様性についても貢献するはずである。

長期未着手都市公園の状況についても、一部都市化が進んでいる部分、急斜面の存在、隣接する農地との調整等課題がある反面、街区公園の適正配置等を進めると可能な絶対量が不足するように思われる。

標準的水準からは、公園費の予算が過少の中で、今後質の更なる向上が見込まれる。

【結果 16】パークマネジメントプランの精緻化について

2017年(平成29年)3月公表された「相模原市パークマネジメントプラン～みんなで創り育てるさがみはらの公園～」は、基本方針を明確にしており、それ自体問題のあるものではない。

しかし、相模原市が代表的都市公園として日本、しいては海外に向けて発信したいと考えるような個別の都市公園(その多くは、指定管理者が管理している)については、個別に取り上げて個別の都市公園の在り方を明確にしつつ、パークマネジメントプランを構築すべきではないであろうか。個々の都市公園の特徴を活かし、明確化し、それを民間活力で精緻化するためにも、都市公園個別の方針としてのパークマネジメントプランの構築が必要であろう。

【意見 26】パーク PFI の実施について

相模原市は2017年度(平成29年度)「淵野辺駅南口における官民連携事業導入調査」を実施し、さらに2024年(令和6年)3月「相模原市PFIガイドライン」を策定しており一定の努力がなされている。

しかし、その実現という未だに実施計画すら策定されていない。当初の実験から5年を経過するのであるから、早期に、相模原市特有の『潤水都市 さがみはら』を象徴できるパーク PFI の実施が望まれる。相模原市の大規模公園を視察すると、平日でありながら小さなテントを持ち寄って緑の広場をくつろぐ若い家族や、散歩する老夫婦の姿をよく見かける。コロナ禍が一段落している今、それらの市民に更なる「サード・プレイス」となりうる場を提供できるよう早急な計画が望まれる。パーク PFI には、指定管理者を含めた通常のコソシアムで対応する場合はよいが、特別目的会社(SPC)を作って行う場合には、PFI の十分な知識が求められる。

具体的な計画の早期実現が望まれる。

【意見 27】樹木の更新対策とナラ枯れ対応について

「相模原市水とみどりの審議会 2024年(令和6年)3月15日」における「みどりの実態調査の報告について」においては、

- ・ 民間の開発が進んでいても、緑地面積は定義にしたがって緑地の面積を捉えているもので

ある。緑地面積は基本的には大きく減らない。

- ・ ナラ枯れの被害で伐採されたものが増えると、本数は減ったかもしれないが、全体として緑地として保全されているので、緑被率は減らない。ナラ枯れで、大きい木が枯れることは仕方ないので、昔のように15年程度で伐採し、薪などに活用していくことが必要である。

といった意見等が出されている。しかし、ナラ枯れは老木を中心に伝染し、根本的治療法が確立されていないことから、被害にあったものを隔離等をしないと大きな影響が発生する可能性がある。

また、サクラを事例で考えると、日本で最も有名なソメイヨシノは原生種でないため、病気に弱く、日本中でも寿命を迎えているものが多く、ヤマザクラなどに順次置き換えたり、若木を小まめに入れ替えたりしているのが現状である。有名な大阪の造幣局の桜についても、常に更新のために、若木を育成する努力がなされている。

2019年(平成31年)3月に策定された「相模原市公園樹木等維持管理計画」によると「本市の都市公園は、設置から30年以上経過している公園が全体の37%にのぼり、また公園面積が500平方メートル未満となる小規模公園は55%と半数以上を占めている状況となっている。このようなことから、公園樹木についても、巨木化や老木化が進み、樹木の持つ機能や役割が発揮されず、逆に、越境や見通し悪化といった阻害要因となっている状況が多く発生している。こうしたことから、樹木の持つ機能や役割を最大限発揮し、安全・安心を確保していくことを目的に、当該計画を策定したとされているが、上記のような観点についてまではまだ言及されていない。今後、樹木の順次更新とナラ枯れ対策について、確実に実施することが望まれる。

【意見 28】維持管理契約等の広域化について

維持管理契約については、指定管理者を中心に効率的維持管理が実施されていると想定されるが、指定管理の範囲だけでなく、それを超えて類似した契約は広域的に契約し、それを費用按分するほうが、規模の経済性が働き単価としては安上がりとなる場合もある。また、同一都市公園を機能別に指定管理者の範囲を分割している場合でも、類似した契約を同一契約とすることで同様に単価としては安上がりとなる場合もある。

このような可能性についても検討されたい。

2 簡易水道事業

【意見 29】簡易水道事業の今後の方向性について

① 問題の所在

青根簡易水道については、宮ヶ瀬ダム道志導水路建設に係る補償により、青根簡易水道基金が設立され、それを原資として定額制を維持してきた経緯がある。

地元の意向としては、相模原市が繰入金を負担して簡易水道を運営するのではなく、神奈川県の水源地域でもある青根を県営水道としてオール神奈川で運営すべきとの考えから、県営水道との統合を希望している。

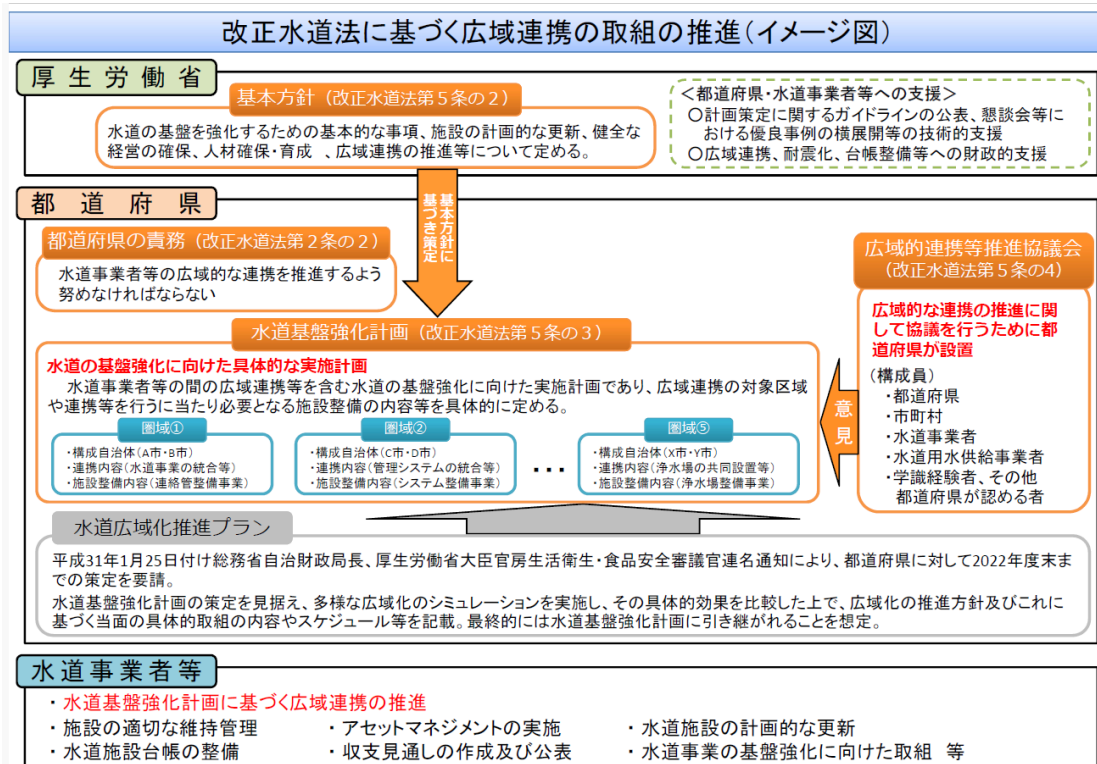
また、相模原市では地域水道ビジョンにおいて「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給するため、市民の 99.4%に給水している神奈川県営水道と、市営簡易水道又は小規模水道との統合を視野に入れ、県と連携を図りながら広域化を推進していきます。」と掲げているほか、「令和7年度県の予算・制度に関する要望書」においても、「県営水道と市営簡易水道との統合の検討」を要望したが、神奈川県は水道法上、水道事業は基礎自治体の運営が原則であるという立場から、統合に関する協議等は行わない姿勢を示している。

② 改正水道法(現行)の考え方

「水道法の一部を改正する法律案」に対する衆議院及び参議院の附帯決議には、下記が記載されていた。

一 水道の基盤強化においては、水道の高い公共性に鑑み、水が国民共有の貴重な財産であることを再認識しつつ、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できることが確保されることを理念として、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。

図表 15-2 改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図)



(出所)国土交通省の HP 「改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(各主体ごとの取

組内容のイメージ図)」

③ 対応

「神奈川県水道ビジョン」(令和 6 年度～令和 17 年度)には、「今後は、水道の基盤強化の一環として、平成 30 年 12 月に改正された水道法に基づき、水道事業の広域連携を推進することが求められることから、「水源」の状況等を含む地域の特性を的確に捉えた上で、広域連携に係る取組の実効性を高めるため、県東部・県中部・県西部の3つの圏域を設定し、取組を進めることとします。」と明記されており、県中部圏域を構成する水道事業者として相模原市も列挙されている。

「相模原市地域水道ビジョン」において、給水人口及び水需要の予測を示している。それによれば、給水人口は、今後、少子高齢化の進行により減少していく見込みとなっている。引き続きの神奈川県との連携協議等が望まれる。

【意見 30】耐震化対応について

国土交通省が HP で公表している「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」(令和 5 年度末時点)の【緊急点検結果】において、相模原市の簡易水道事業については下記の項目において耐震化率で課題が認められる。

- ・接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設
 - ・上下水道システムの急所施設(水道)
- ア. 取水施設
- イ. 導水管
- ウ. 送水管
- エ. 配水池

所管課からは、「相模原市簡易水道施設耐震化計画」に基づき、計画的に耐震化を進めていると回答を得ているところである。引き続きの対応が望まれる。

【意見 31】更新費用等の推計について

更新費用等の推計に関しては、作成当時の厚生労働省「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」を使用している。また、委託化にあたり上記のツールの他、実際の施設の状況や過去の実績等も考慮して作成している。

「簡易支援ツール」の手引きである「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」(平成 23 年 12 月)に関しては、その後、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」活用にあたっての留意点(令和 6 年3月)が公表されている。

「相模原市地域水道ビジョン」(中間見直し版発行 令和 4 年 3 月)における将来コストの試算等の一部の情報に関しては、令和3年度時点において、施設更新計画やアセットマネジメントの取組内容が未確定であったため、「相模原市地域水道ビジョン」(平成 29 年 3 月)の平

成 28 年度改定時における試算結果をそのまま据え置いている。

今後、更新費用等の推計について、再試算が必要と考えられる。

【意見 32】「固定資産台帳」及び「更新設備一覧」における資産情報の整理について

下記の「更新設備一覧」は 2017 年(平成 29 年)3 月の「相模原市地域水道ビジョン」改定時の資産情報を掲載しており、その後取得または改良した資産は反映されていない。

○機械電気設備の更新計画(時間観察型)

…【実使用年数に基づく更新基準で更新した場合】

○相模原市土木施設(管路)の更新計画(観察型)

…【実使用年数に基づく更新基準で更新した場合】

○相模原市配水池の更新計画(予防保全型)

…【実使用年数に基づく更新基準で更新した場合】

2020 年度(令和 2 年度)の地方公営企業移行時に「固定資産一覧表」等の資産情報を整理したことから、双方の資産情報は一致していない。

「固定資産台帳」及び「更新設備一覧」における資産情報の整理が必要である。

【意見 33】浄水場の視察時における現地の管理状況について

葛原配水池を視察した際、施設の窓の1つの鍵が壊れていて、半開きの状態になっていた。また、窓際に小銭が複数枚置いてあった。改善が望まれる。

図表 15-3 葛原配水池



(出所) 相模原市提供資料

3 下水道事業

【結果 17】「固定資産一覧表」(当初提出版)の提出について

当初、下水道経営課から 2022 年度(令和 4 年度)「固定資産一覧表」が包括外部監査人に提出された。内容を確認したところ、「固定資産一覧表」ファイルの 1301210101 管路施設シートで、帳簿原価が「50」と入力されている箇所を 72 件、帳簿原価がブランクになっている箇所を 1 件確認した。

これに対し、所管課に確認依頼したところ、提出した「固定資産一覧表」は、「令和 5 年度」の誤りであること、上記の 73 件(72 件+1件)については、システムのバグで、業者に依頼して修正済みであるとの回答を得た。

決算時に「固定資産一覧表」ファイルを確認していれば、システムのバグは早期に発見できたと考えられる事案である。今後の決算時等における確認作業が必要である。

【結果 18】「固定資産一覧表」(再提出版)の提出について(その1)

再提出された令和 5 年度「固定資産一覧表」ファイルと令和 5 年度「下水道事業会計決算書」の貸借対照表に計上されている資産の帳簿価額とを比較したところ、構築物、機械及び装置、リース資産が不一致であった。

この件について、所管課に問い合わせたところ、構築物、機械及び装置は 2023 年(令和 5 年度)の決算時における勘定科目の振替誤りによるもので、今年度の修正で固定資産一覧表に合わせる予定であること、リース資産は、2019 年(令和元年)度の取得時に固定資産一覧表の減価償却額を誤って登録したもので、貸借対照表に合わせて本年度修正する旨の回答があった。

今後、毎期の決算時に、「固定資産一覧表」と「下水道事業会計決算書」との整合性を確認する手続きを組み込むことが必要である。

図表 15-4 2023 年度(令和 5 年度)末における「固定資産一覧表」の帳簿価額と貸借対照表の帳簿価額との比較表

(単位:千円)

款	目	固定資産一覧表 帳簿価額(A)	貸借対照表 帳簿価額(B)	差額 (A)-(B)
公)固定資産	土地	11,858,302	11,858,290	12
公)固定資産	建物	619,228		
農)固定資産	建物	35,727		

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

款	目	固定資産一覧表 帳簿価額(A)	貸借対照表 帳簿価額(B)	差額 (A)-(B)
	小計	654,956	654,956	-
公)固定資産	構築物	202,118,256		
農)固定資産	構築物	395,616		
浄)固定資産	構築物	4,439,663		
	小計	206,953,536	206,943,314	10,221
公)固定資産	機械及び装置	2,622,732		
農)固定資産	機械及び装置	138,383		
	小計	2,761,116	2,771,337	△10,221
公)固定資産	工具器具及び備品	1,189	1,189	-
公)固定資産	リース資産	37,243	36,938	304
公)固定資産	施設利用権	13,173,096	13,173,096	-
公)固定資産	ソフトウェア	58,780	58,780	-
公)固定資産	出資金	13,690	13,690	-
	合計	235,511,911	235,511,594	316

(注 1) 建設仮勘定を除外して集計している。

(注 2) 千円未満を切捨て表示している。

【結果 19】「固定資産一覧表」(再提出版)の提出について(その 2)

令和 5 年度「固定資産一覧表」ファイルで、資産の所在地が不明、blank等となっている箇所は、下表のようになっている。

図表 15-5 2023 年度(令和 5 年度)「固定資産一覧表」上の所在地

(単位:箇所)

款	目	不明	blank	不明文字 (あ)	合計
公)固定資産	ポンプ場用建物	1	1	0	2
公)固定資産	建物付属設備	2	2	0	4
公)固定資産	管路施設	2,054	6	0	2,060
公)固定資産	電気設備	7	0	1	8

浄)固定資産	浄化槽施設	19	0	0	19
合計		2,083	9	1	2,093

(出所)令和 5 年度「固定資産一覧表」

所在地が不明、ブランク等になっている箇所について、所管課から各管理者で別途管理していると説明があったため、所在地が不明、ブランク等になっている箇所を管理している管理台帳等を聞いたところ、「各下水道施設については、別途下水道システム等により管理している。」という回答があり、併せて所在地欄に住所が記載されている都市排水路用地(中央区上溝 1563-3)の例が提出された。

図表 15-6 (例示)資産科目:13-01-01-11-01

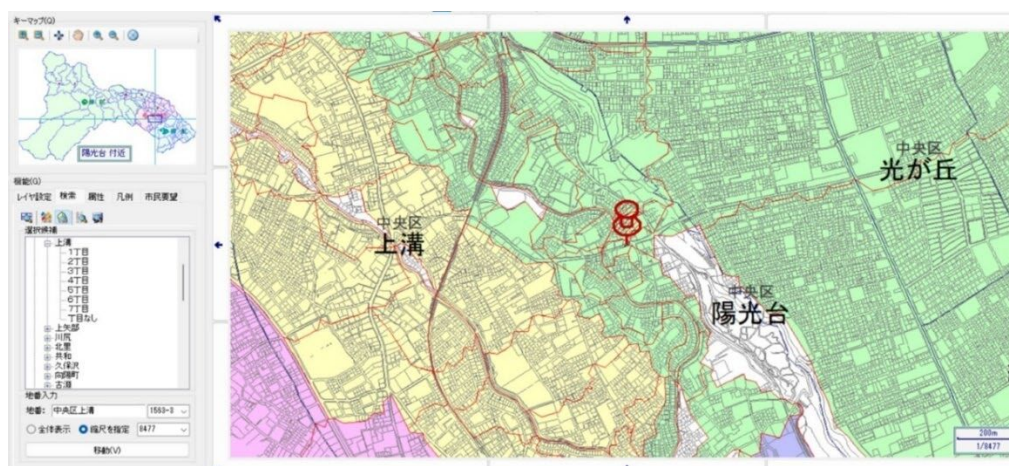
款 : (公) 固定資産
 項 : (公) 有形固定資産
 目 : 土地
 節 : 施設用地

(単位:円)

資産番号	名称	所在地	構造	数量	取得年度	帳簿原価	帳簿価額
3-33-0001	都市排水路用地 上溝 1563-3	上溝 1563- 3	田	142.910 m ²	S33	5,628,000	5,628,000

(出所)令和 5 年度「固定資産一覧表」(抜粋)

図表 15-7 システム上での排水区の区分状況



(出所)相模原市提供資料

(出所)相模原市提供資料

図表 15-10 「固定資産一覧表」

(出所)相模原市提供資料

上記のような管理方法では、開示情報(下水道事業会計決算書の貸借対照表、損益計算書等)の内訳明細となる「固定資産一覧表」を見直す作業に時間を要すると考えられることから、「固定資産一覧表」上、所在地が不明、ブランク等になっている箇所には、所在地等の情報を記載し、「固定資産一覧表」を「人孔管理番号」や「管きよ管理番号」などとリンクさせるなどの検討をすることが望まれる。

【結果 20】点検調査場所のマンホールが所在なしとされた事例

2023 年度(令和 5 年度)の公共下水道管きよ点検委託(その1)(点検調査場所:相模原市緑区相原 3 丁目ほか地内/旧相模原市域)で、下記の5箇所は点検対象人孔が現地が無いため調査対象から除外され、契約額を減額変更している。

図表15-11 【令和 5 年度】公共下水道管渠点検委託(その1)調査対象人孔リスト(抜粋)

管理番号	排除方式	人孔型式	流入出管径	国庫補助対象	工事年度	施設重要度
00211317	雨水	小型	Φ1000 mm	-	1974	重要な幹線
00911332	雨水	特殊	Φ1800 mm	○		緊急輸送路 重要な幹線
02514013	汚水	1号円形	Φ250 mm	-	1987	防犯拠点
02607323	雨水	1号円形	Φ300 mm	-		重要な幹線
02620019	汚水	2号円形	Φ800 mm	○	1979	重要な幹線

管理番号		排除方式	人孔型式	流入出管径	国庫補助対象	工事年度	施設重要度
							防犯拠点

(出所) 令和 5 年度の公共下水道管きょ点検委託(その1)の原議書

令和 5 年度の公共下水道管きょ点検委託(その2)(点検調査場所:相模原市南区古淵 3 丁目内ほか/旧相模原市域)で、下記の4箇所は点検対象人孔が現地に無いため調査対象から除外され、契約額を減額変更している。

図表 15-12 【令和 5 年度】公共下水道管きょ点検委託(その 2)調査対象人孔リスト(抜粋)

管理番号	排除方式	人孔型式	流入出管径	国庫補助対象	工事年度	施設重要度
02202308	雨水	2号円形	Φ450 mm	-		緊急輸送路
02203098	汚水	1号円形		-		防犯拠点
03414067	汚水	3号円形	Φ800 mm	○	1989	重要な幹線 防犯拠点
04006060	汚水	4号	Φ900 mm	○	1987	重要な幹線 ネットワーク 防犯拠点

(出所) 令和 5 年度の公共下水道管きょ点検委託(その 2)の原議書

相模原市の下水道のマンホールは、下水道保全課と津久井下水道事務所が管理者になっているが、点検対象人孔が現地に無いため調査対象から除外された 9 箇所について、その後の調査状況を聞いたところ、過去にマンホールを撤去するなどの情報が下水道台帳に反映していなかったという回答があった。

「下水道台帳」には、現在のマンホールの状況を正確に記載するべきであることから、点検・調査等によって、「下水道台帳」の現行の相違を確認した際には、速やかに「下水道台帳」の情報を更新する等の情報管理体制の徹底が必要である。

【意見 34】「固定資産一覧表」における資産の位置確認について

「固定資産一覧表」から下記 8 件のサンプルを抽出し、施設の位置を特定するため「位置図」の作成を所管課に依頼した、各下水道施設の「位置図」自体は存在していないとのことであった。但し、所管課では、その必要性を理解した上で、新たに作成していただいた。方法としては、下水道施設の位置情報を持っている維持管理システムを使用し、対象施設を表示させた画面をキャプチャーして作成したものになる。

資産科目:13-01-21-01-01 管路施設

款 :公)固定資産

項 :公)有形固定資産

目 :構築物

細目 :管路施設

節 :管路施設

図表 15-13 「固定資産一覧表」における資産の位置確認サンプル

資産番号	名称	所在地	構造	数量	取得年度	耐用年数	帳簿原価(円)	帳簿価額(円)
3-37-0004	昭和 37 年度国鉄横浜線横断路排水工事	不明		1.000 式	S37	2	48,500	2,425
3-43-0015	昭和 43 年度基地周辺障害防止対策工事	不明		1.000 式	S43	6	2,798,614	139,931
3-43-0029	昭和 43 年度市立大沼小学校排水路新設工事	不明		1.000 式	S43	6	551,200	27,560
3-51-0100	昭和 51 年度米軍医療センター外周下水道工事	上鶴間	φ450 60.95m φ600 20.6m	81.550 m	S51	14	1,179,200	350,350
3-52-0049	昭和 51 年度米軍医療セン	不明	φ600 5.5m	5.500 m	S52	15	469,900	162,868

第 15 インフラ施設の公共施設マネジメント(各論)

資産番号	名称	所在地	構造	数量	取得年度	耐用年数	帳簿原価(円)	帳簿価額(円)
	ター外周 下水道工 事その2							
4-09-0225	平成 9 年 度受付番 号 4097055	町 田 市 森野 2 丁 目 1086- 1	φ250 14.3m	14.300 m	H 9	35	1,056,355	753,085
4-11-0147	平成 11 年度キャ ンプ座間 周辺障害 防止対策 工事勝坂 排水路	不明		1.000 式	H11	37	60,316,372	44,193,815
4-11-0148	平成 11 年度キャ ンプ座間 周辺障害 防止対策 工事勝坂 排水路	不明		1.000 式	H11	37	8,582,264	6,288,225

(出所)「固定資産一覧表」(抜粋)

(注)排除区分は資産番号 4-09-0225(町田市)が汚水、他は雨水である。

図表 15-14 「固定資産一覧表」における資産の位置確認結果

資産番号	施設の位置の特定	備考
3-37-0004	不可	取得年度:昭和 37 年 年度が古く資料が残っていない。

資産番号	施設の位置の特定	備考
3-43-0015	不可	取得年度:昭和 43 年 年度が古く資料が残っていない。
3-43-0029	不可	取得年度:昭和 43 年度 年度が古く資料が残っていない。
3-51-0100	不可	取得年度:昭和 51 年度 年度が古く資料が残っていない。
3-52-0049	不可	取得年度:昭和 52 年度 年度が古く資料が残っていない。
4-09-0225	可	町田市森野2丁目 1086-1 の位置を確認した。 町田市市内の下水道は、境川付近の行政界が相模原市側に一部入り込んでおり、当該地の汚水を相模原市で処理している。
4-11-0147	可	資産番号 4-11-0147 キャンプ座間(勝坂排水路)の位置を確認した。
4-11-0148	可	資産番号 4-11-0148 キャンプ座間(勝坂排水路)の位置を確認した。

出所:相模原市提供資料

昭和 30 年代、40 年代のサンプル抽出した資産は、位置を特定できなかった。

「固定資産一覧表」に計上されている資産の位置を特定できないということは、資産の除却、更新等が行われた際に、会計処理を適切に行うことができなかったことを意味している。また、老朽化した資産の維持更新費用等の見積りにも影響が生じ得る。「固定資産一覧表」と「下水道台帳」の整理が必要である。

【意見 35】「下水道台帳」及び「位置図」の状況について

「固定資産一覧表」から、管路施設の取得年度の状況を把握してみた。「固定資産一覧表」には、旧相模原市域のほか、旧4町(津久井町、相模湖町、城山町、藤野町)のデータも取り込まれている。

資産科目:13-01-21-01-01 管路施設

款 : (公) 固定資産

項 : (公) 有形固定資産

目 : 構築物

細目 : 管路施設

節 : 管路施設

図表 15-15 資産科目:13-01-21-01-01 管路施設の年度別の取得資産の状況

資産の取得年度(4月～3月)	取得資産の 件数(件)	構成比 (%)
昭和 34(1959)年度～昭和 39(1964)年度	23	0.28
昭和 40(1965)年度～昭和 49(1974)年度	615	7.37
昭和 50(1975)年度～昭和 59(1984)年度	1,579	18.91
昭和 60(1985)年度～平成 6(1994)年度	2,099	25.14
平成 7(1995)年度～平成 16(2004)年度	2,137	25.59
平成 17(2005)年度～平成 26(2014)年度	918	10.99
平成 27(2015)年度～令和 5(2023)年度	979	11.72
合計	8,350	100.00

(出所)令和 5 年度「固定資産一覧表」

端数処理:小数点以下第 3 位を四捨五入

図表 15-16 資産科目:13-01-21-01-01 管路施設の取得資産の所在地等の状況

資産の取得年度(4月～3月)	所在地欄不明・ブ ランクの件数(件)	構造欄ブランク の件数(件)
昭和 34(1959)年度～昭和 39(1964)年度	20	6
昭和 40(1965)年度～昭和 49(1974)年度	353	34
昭和 50(1975)年度～昭和 59(1984)年度	712	22
昭和 60(1985)年度～平成 6(1994)年度	427	24
平成 7(1995)年度～平成 16(2004)年度	480	16
平成 17(2005)年度～平成 26(2014)年度	68	1
平成 27(2015)年度～令和 5(2023)年度	0	1
合計	2,060	104

出所:令和 5 年度「固定資産一覧表」

令和 5 年度の「固定資産一覧表」に登録されている管路施設の内、所在地欄が不明・ブランクとなっている資産の割合は約25%(=2,060÷8,350×100)になっている。特に、老朽化した資産の維持管理・更新においては、現地の状況把握は不可欠であることから、所在地欄が不明・ブランクとなっている箇所には所在地の情報を記載するとともに、「固定資産一覧表」と「入孔管理番号」や「管きょ管理番号」とをリンクさせるなどの検討をすることが望まれる。

【意見 36】維持管理システムを活用した PDCA サイクルによる管理について

「下水道法」の改正(平成 27 年 11 月 19 日施行)を踏まえ、雨水公共下水道制度、維持修繕基準、点検方法・頻度の事業計画への記載などに関して、政省令(維持修繕に係る技術上の基準等)、施行通知(法改正の趣旨、解説等)、運用通知(事業計画の記載事項等)、関連事務連絡、下記ガイドラインなどが公表されている。

- ・「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」(2022 年改定)
- ・「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020 年版-」
- ・「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)-2021 年版-」

図表 15-17 今後のストックマネジメント及び老朽化対策について



出所:国土交通省 HP_政策・仕事>水管理・国土保全>上下水道>下水道の維持管理

「相模原市下水道施設維持管理計画」(平成 26 年 3 月)の「7.1. 維持管理システム」には、下記の記載がある。

次の課題を踏まえ、本市の維持管理システムの性能の向上を図った上で、これを活用することにより、さらなる管理の効率化を図るとともに、PDCAサイクルによる管理のレベルアップを図っていきます。

- ・管路属性情報(特に雨水管路)

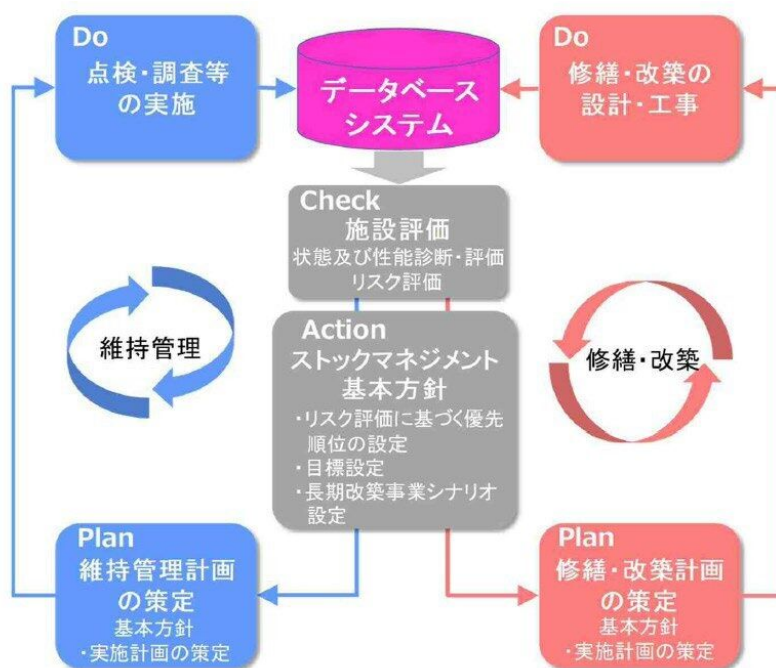
- ・旧津久井4町の下水道台帳のシステム化への取り込みによるデータの一元管理
- ・市民等から寄せられる苦情・問合せ情報を含めた日々の維持管理情報を蓄積
- ・経過年数、改築・修繕履歴等のデータの蓄積及び利活用

この記載を踏まえ、2023年度(令和5年度)の公共下水道管きょ点検委託(その1)、令和5年度の公共下水道管きょ点検委託(その2)及び2023年度(令和5年度)の公共下水道管きょ調査委託(その1)の納品物である「調査報告書」の結果を踏まえた対応状況(健全度判定、措置状況等)について、維持管理システムのデータをエクセルシートに落とした資料を提出依頼したが、下記の回答があり、依頼した資料は提出されなかった。

「相模原市下水道施設維持管理システム」につきましては、令和6年度から7年度にかけて、システムの再構築を実施中であるため、対応状況については、新システムの稼働後に入力を予定しています。

「相模原市下水道施設維持管理計画」を策定した平成26年より10年経過しているが、まだ十分な運用が実施されていない状況が見受けられる。長寿命化に向けた計画的な改築・更新を行っていく上で、今後の運用改善が望まれる。

図表 15-18 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル



(出所)国土交通省「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)-2020年版-」

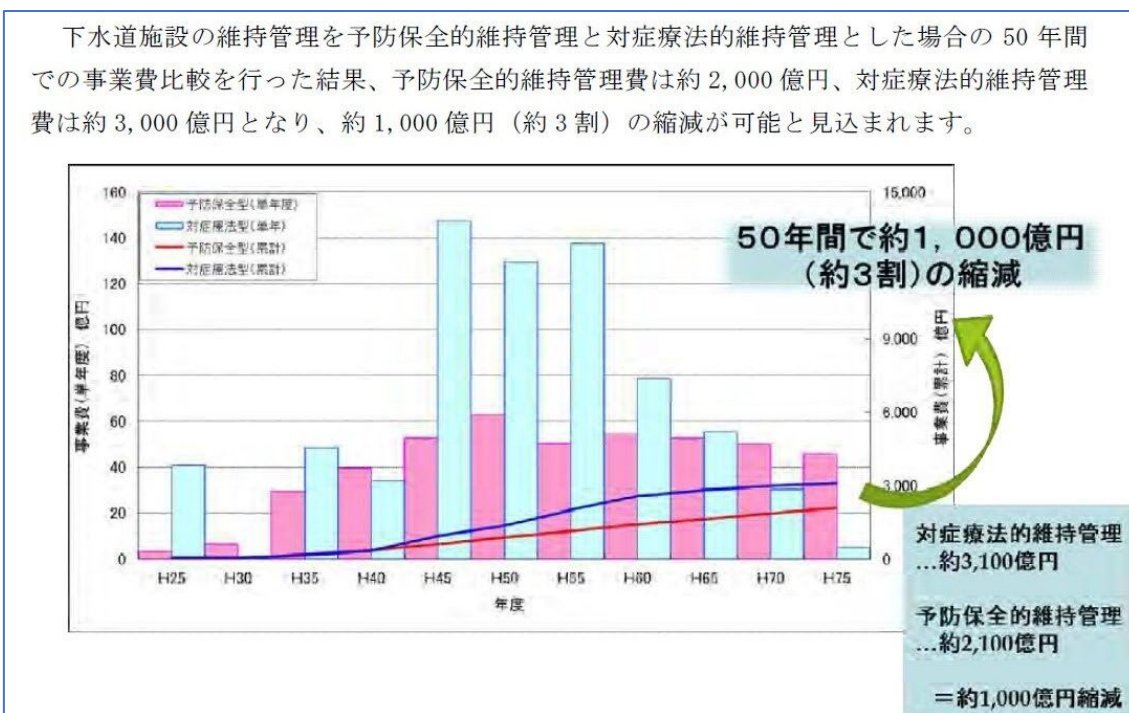
【結果 21】老朽化する下水道管等に対する適切な更新費用の計算の一部未実施について

相模原市の下水道事業に関する維持管理計算については、外部委託業者に外注し、根拠となる各種手引き等に従い、その耐用年数や機能の重要度を勘案して長寿命化に向けた計画的な改築・更新を行うこととされている。

「相模原市下水道施設維持管理計画」(平成 26 年 3 月)において、旧相模原市域については記載されているが、合併した旧 4 町(津久井町、相模湖町、城山町、藤野町)についての記載がみられないため所管課に聞いたところ、旧 4 町の管路情報が電子化されていなかったため、一部管路については計画に含まれていないという回答があった。

したがって、計算の一部が含まれていないことは、更新費用の金額自体の精度が低いことにつながる。「相模原市下水道施設維持管理計画」に関しては、再度、現在の状況を踏まえ、精度を上げる必要がある。なお、参考まで、当該結果とその算定基礎を以下に示す。

図表 15-19 5.10 維持管理費の比較(図 5.37)



(出所)「相模原市下水道施設維持管理計画」P43

図表 15-20 維持管理費の算定基礎

施設		維持管理費
管路	合流・分流汚水（点検・調査費、改築・修繕費）	21.8 億円/年
	分流雨水（点検・調査費、改築・修繕費）	9.8 億円/年
ポンプ場（機械・電気設備）		2.5 億円/年
圧送管		3.6 億円/6 箇所
農業集落排水施設（機械・電気設備）		0.3 億円/1 箇所
農業集落排水施設（処理施設）		1.9 億円/1 箇所
マンホールポンプ		1.0 億円/年
高度処理型浄化槽		1.5 億円/年
雨水調整池		5.2 億円/年
ポンプ場（構造物）		4.4 億円/6 箇所
農業集落排水施設（構造物）		0.4 億円/1 箇所
維持管理システム改修費		0.2 億円/年

※平均値は 50 年間の事業費から算出しています。

(出所)「相模原市下水道施設維持管理計画」P43

4 土木施設(橋りょう)

【意見 37】「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(第 2 回改定版)」に従った業務執行の正確性の向上について

上記にも示したように、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画法定点検施設における個別諸元リスト」(令和 6 年 9 月 1 日現在)を確認した結果、判定区分、対策区分にいくつかの修正事項が認められた。さらに、適切な業務執行が望まれる。

5 土木施設(道路)

【結果 22】アセットマネジメントの対象資産の整理について

「相模原市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有状況」(平成 23 年 3 月時点)には、街路樹、昇降機、電線共同溝が記載してあるが、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「表 2-1 対象施設一覧」(平成 27 年 3 月時点)には記載がない。

一方、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「表 2-1 対象施設一覧」(平成 27 年 3 月時点)には、のり面工・土工構造物が記載してあるが、「相模原市

公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有状況」(平成 23 年 3 月時点)には記載がない。

また、「相模原市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有状況」(平成 23 年 3 月時点)に記載されている「交通安全施設」と、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「表 2-1 対象施設一覧」(平成 27 年 3 月時点)に記載されている「交通安全施設」では、対象範囲が異なっている。

このような状況について路政課に質問したところ、下記の回答があった。今後の見直しが必要になっている。

「相模原市土木施設維持管理基本方針」策定後に、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」策定し、一部施設の追加や数量変更があることから、対象施設が相違しております。令和 7 年度に「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」を改定予定ですので、対象施設の見直しを行っていきます。

2013 年(平成 25 年)の道路法改正等を受けた「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」で示されている「健全性の診断区分」(I～IV)や、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」で定められている「対策区分」(道路、舗装、トンネル、横断施設・洞門、ペDESTリアンデッキ、交通安全施設、のり面工・土工構造物)を、アセットマネジメントの対象資産のどの範囲に適用するかについても併せて検討する必要があると考えられる。

【結果 23】街路樹の台帳整理について

「相模原市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 3 月改訂)の「表 4-3 土木施設の保有状況」(平成 23 年 3 月時点)には、「街路樹」(アセットマネジメントの対象資産)に関して下記の記載がある。

- ・高木:約 12,700 本
- ・中低木:約 20,300 本

一方、路政課からご提出いただいた「街路樹データ」(令和 5 年度末現在)には、下記の記載がある。

- ・高木:約 11,360 本
- ・中低木:約 13,351 本

特に中低木の減少が著しいことから、原因を路政課に質問したところ、下記の回答があった。「街路樹の伐採等による本数の減少もごさいますが、街路樹については、台帳整理なども終わっていないため、今後精査していきます。」

今後、台帳の整備等が必要である。

【意見 38】管理目標、短期事業計画について

「相模原市道路施設長寿命化修繕計画(改訂版)」(令和 4 年 3 月)の「図 3-1 メンテナンスサイクルを実施するワークフロー」に関して、管理目標、短期事業計画を依頼したところ、「短期事業計画については、公表資料として取り扱ってないため、提示できません。」とのことであった。

今回は、アセットマネジメントの対象資産の範囲を見直し中であること、また、台帳の中に整理中のものがあることなどから確認を見送った。今後の整理及び計画に従った執行が望まれる。

6 土木施設(河川)

【結果 24】アセットマネジメントの対象資産について

「相模原市公共施設等総合管理計画」においては、河川のアセットマネジメントの対象資産は「護岸、河道」となっている。

一方、「相模原市河川維持管理計画」では、維持管理施設は「護岸、河道、管理用通路」となっている。今後、見直しが必要と考えられる。

第16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)

1. 財政指標の推移と他自治体との比較

《結果・意見》

特に指摘すべき問題はない。

2. 固定資産台帳整備の課題とその活用

(1) 固定資産台帳整備状況について

相模原市は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請された関係で、固定資産台帳を整備している。各自治体も同様に作成している。

また、各自治体の固定資産台帳公表状況については、政令指定都市では9市/20市が公表、都道府県では26都道府県/47都道府県が公表、神奈川県内市町村では27市町村/33市町村が公表となっている。なお、相模原市は固定資産台帳をHPでは非公表となっている。

図表16-1 固定資産台帳公表状況

固定資産台帳公表状況(令和6年11月時点)

自治体	HPでの公表
相模原市	非公表
政令指定都市	9市/20市 公表
都道府県	26都道府県/47都道府県 公表
神奈川県内市町村	27市町村/33市町村 公表

(出所)総務省 HP「固定資産台帳の各地方公共団体のホームページにおける公表状況」、神奈川県 HP「神奈川県市町村固定資産台帳公表ホームページリンク集」

(2) 固定資産台帳と貸借対照表との整合性について

相模原市の貸借対照表と固定資産台帳の整合性を確認した所、以下の不整合が見られた。

図表16-2 令和4年度貸借対照表と固定資産台帳の差額

令和4年度貸借対照表と固定資産台帳の差額

単位:百万円

勘定科目	貸借対照表 (R5.3.31)	固定資産台帳 (R5.3.31)	差額
一般会計			
有形固定資産			
事業用資産			
土地	382,903	382,903	
建物	413,429	413,429	
建物減価償却累計額	-282,695	-282,695	
工作物	100,903	100,903	
工作物減価償却累計額	-70,689	-70,689	
船舶	6	6	
建物減価償却累計額	-6	-6	
建設仮勘定	586	586	
インフラ資産			
土地	1,102,178	1,102,563	-385
建物	5,660	5,660	
建物減価償却累計額	-3,452	-3,451	1
工作物	235,490	235,490	
工作物減価償却累計額	-174,961	-174,961	
物品	18,645	18,063	-582
物品減価償却累計額	-13,631	-13,628	3
建設仮勘定	3,168	3,168	
無形固定資産			
ソフトウェア	289	288	-1
その他	3	3	

※財務書類上の取得価額の修正が未反映、固定資産台帳の修正に誤り、端数の切り上げにより差額が発生

第 16 公共施設マネジメント計画の財政的課題(各論)

令和 4 年度の貸借対照表と固定資産台帳の差額

単位:百万円

勘定科目	貸借対照表 (R5.3.31)	固定資産台帳 (R5.3.31)	差額
全体			
有形固定資産			
事業用資産			
土地	382,983	382,983	
建物	419,443	419,443	
建物減価償却累計額	-287,634	-287,634	
工作物	100,923	100,923	
工作物減価償却累計額	-70,708	-70,708	
船舶	6	6	
建物減価償却累計額	-6	-6	
建設仮勘定	586	586	
インフラ資産			
土地	1,117,891	1,106,404	-11,487
建物	7,453	6,275	-1,178
建物減価償却累計額	-3,999	-3,700	299
工作物	532,975	245,227	-287,748
工作物減価償却累計額	-256,647	-181,003	75,644
物品	23,938	18,139	-5,799
物品減価償却累計額	-15,692	-13,697	1,995
建設仮勘定	3,851	3,168	-683
無形固定資産			
ソフトウェア	290	288	-2
その他	13,481	3	-13,478

※固定資産台帳上、下水道事業会計及び簡易水道事業会計が未計上のため差額が発生

(3) 結果・意見

【結果 25】貸借対照表と固定資産台帳の不一致について

相模原市の貸借対照表の簿価と固定資産台帳の簿価は相違が発生している。民間企業と異なり、固定資産数が多数にわたるといった事情もあるが、各資産を固定資産台帳に正確に反映することは適正な資産管理の観点から重要であるため、当該差額を修正し、整合性を保つようにすることが求められる。なお、特別会計部分の財産が含まれていない場合も考えられるので更なる検証が必要である。

また、相模原市は固定資産台帳を情報公開していないが、総務省自治財政局財務調査課平成 30 年 1 月 23 日「固定資産台帳の公表のあり方について」より、“公共施設の情報公表することにより、民間事業者による PPP/PFI に関する積極的な提案を促進する。”

“資産の売却可能区分等を公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効利用を図る。”

“活用にあたっては、固定資産台帳が適切に更新されていること、ユーザー(民間事業者等)にとって必要な情報が公表されていることが前提。”

とあることや、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」にも固定資産台帳は公表を前提とされていることから、固定資産台帳を適切に更新及び公表し、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が望まれる。

【結果 26】公共施設保全基金での財源不足と更なる課題

「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(令和 6 年 3 月改訂)」によると、“「更新」、「改修」等に係る令和 3 年度からの 10 年間における全体経費の見直しを取りまとめたところ、耐用年数経過時に単純更新する場合(自然体)、総額約 3,163 億円、年平均 316 億円の費用が必要と想定され、今後、同期間において長寿命化等の対策を進める場合(長寿命化対策後)、総額約 2,106 億円、年平均約 211 億円の費用が必要と想定されます。”とある。

図表16-3 今後の経費見込み

【令和 3 年度から 10 年間】

今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

	修繕・改修・更新等 (①)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 (②)	長寿命化対策等の効果額 (①-②)	現在要している経費
建築物	1,319.22	(特財) 1,119.12 (一財) 200.10	2,062.01	▲742.79	44.52
インフラ	786.66	(特財) 467.38 (一財) 319.28	1,100.71	▲314.05	82.21
合計	2,105.88	(特財) 1,586.50 (一財) 519.38	3,162.72	▲1,056.84	126.73

※現在要している経費は、過去 3 年間(平成 29 年度～令和元年度)の実績額の平均額です。

一方で、公共施設保全等基金(令和 5 年度)に 4,321 百万円が積み立てられているが、当該経費 210,588 百万円のうち特定財源見込み分 158,650 百万円に対して、現在同積立額の約 37 倍²の金額が必要と試算され、特定財源は同基金繰入額のみではないにしても、10 倍を超える金額が必要なることから当該費用 10 年分の金額も積立てられておらず、将来の物価上昇なども加味すると十分な金額とは言えない可能性がある。さらに、公共施設の廃止や建替には多額の解体撤去費用が発生し、これが予算上確保できないために、廃止後放置せざるを得ない公共施設も存在する。身近な例では、横須賀市の中学校の旧校舎が 2011 年に廃止されたままになり、防犯の観点から電気を通し、電気代などの維持管理経費がかかり続けている。このことは、相模原市においても同様な状況のものもあろう。

この点、アセットマネジメント推進課より当該基金の基本的な考え方と今後の見通しについて、「長寿命化事業費にかけられる一般財源の不足分を公共施設保全等基金に積立している。現在、一般公共建築物長寿命化計画の計画期間である 2029 年度(令和 11 年度)までに想定される事業の着実な推進に当たり必要な額を、公共施設保全等基金に積立済である。」「積立済であるが、再編再整備事業等の進捗や物価上昇等を鑑み、不足が見込まれる場合には、必要に応じて見直しを行う予定。」と回答を入手しているが、定量的な数値に基づく公共施設保全等基金の積立取り崩し計画がないため、将来期間の当該定量的計画(積立・取崩)を作成することが必要であろう。

大学の研究者などで作る「新たな公共施設再編のあり方研究会」の 2022 年から 2023 年の調査では、回答した市区町村の 63%が施設面積の削減について計画より遅れがみられるとし、34%は進捗率 4 割未満に留まっているとされる。予算の確保や住民との合意形成の難しさもあろうが、この点は相模原市においても同様であろう。

あり方研究会代表の瀬田史彦東大准教授は常々今後の地方公共団体の柱は「公共施設の広域連携」(共有等)と「一つの政策で 2 つ以上の効果を実現する政策」(例えば、高齢者と若者の住宅問題の同時解決等)と述べていたが、それに加えて PPP/PFI やパーク PFI などの先進的施策の早期実施も考慮に入れるべきであろう。

以上

² 公共施設保全等基金(令和 5 年度)4,321 百万円÷財源見込み(特定財源)158,650 百万円による